

明治大学ELM

医事法学界の歩み 2019

【 監 修 】

三木知博 明治大学ELM客員研究員
武庫川女子大学名誉教授
鍋島クリニック院長

【 編 集 】

明治大学ELM運営委員会

【 担 当 】

小谷昌子 明治大学ELM客員研究員
神奈川大学法学部准教授

神坂亮一 明治大学ELM客員研究員
川村学園女子大学文学部講師

船橋亜希子 明治大学ELM客員研究員
東京大学医科学研究所特任研究員

小西知世 明治大学ELM運営委員長
明治大学法学部准教授

【 目 次 】

巻頭言

I 学会等の回顧

- 1 日本医事法学会
- 2 日本生命倫理学会
- 3 その他

II 文献の回顧

- 1 今回の対象範囲
- 2 概況
- 3 医事法一般・記念論文集
- 4 医療事故一般・医療安全
- 5 医療過誤（民事）・診療契約
- 6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任
- 7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権
- 8 医療専門職・医療機関
 - 1) 医療専門職関連
 - 2) 医療機関
- 9 医薬品・医療機器
- 10 医学研究
- 11 医療政策・医療制度・医療制度史
 - 1) 医療政策
 - 2) 医療制度
 - (1) 概論
 - (2) 地域医療・地域包括ケアシステム・地域医療構想
 - (3) 医療保険制度
 - (4) 公衆衛生
 - (5) 救急医療・災害医療
 - 3) 医療制度史
- 12 生殖補助医療・人工妊娠中絶
- 13 終末期医療
- 14 移植医療・血液事業
- 15 精神医療
- 16 医療情報・医療 AI

【編集後記】

巻 頭 言

巻頭言のご依頼をいただき、厚かましくもお受けして、例によって月日は流れ、気がつく
と周りは新型コロナウイルスの感染症で非常事態宣言がだされ、街の様子も一変してしま
っておりまして。全世界に広がった病魔は、感染者数600万人近く、死者数36万人を超え(6
月1日現在)、2004年のスマトラ大津波の犠牲者をはるかにしのぐ勢いです。ただここで炙り
出された数多くの問題は可能な限り今後の糧となるよう検討し、これからも起こるであろ
う未知の感染症に対して次世代に禍根を減らすようにしなければなりません。

こういう事態がおこると、往々にして様々な批判や懸念が氾濫しますが、そもそも ICU
ベッドが不足してしまったからと言って、このような未曾有の感染症がない時に高額な上
に高度なメンテナンスが必要な医療機器を数多く保有し維持することが可能であったので
しょうか。マスコミは「医療崩壊」と騒ぎ立てますが、そもそもこのような感染症を誰が予
測しえたのでしょうか。さらに保健所の対応が悪いと散々言われましたが、今では不眠不休
でもこなしかねない厳しい状況にあることがようやくわかり、保健所の無謀な削減に今更
ながら気がついたというのが現実ではないでしょうか。

医学の進歩は著しく、かつては診断がつくことが死の宣告であった白血病でさえさまざ
まな研究成果とともに治癒するケースも少なくありません。しかし、今回のコロナウイルス
禍をみると、いずれワクチンや治療薬ができるにしろ何十万人もの人命が奪われた事実
を直視しなくてはなりません。

爾来、医療には診断・治療に加えて予防という項目が掲げられておりましたが、今回の新
型コロナウイルスの世界的流行は、ワクチンもなく治療薬もない状況で改めて「予防」の重
要性が認識されたと感じます。しかし、よく知られておりますが、1996年によりやく廃止
された「らい予防法」に見られたように、多くの人々の人権を蹂躪し、尊厳を傷つけた歴史
を思いおこしつつ、より良い「予防施策」を考えていかねばなりません。とりわけネット社
会が、SNSをはじめとして、今回のコロナ禍で様々な問題点を尖鋭化したと思われま
す。比較的致死率が低いといわれる新型コロナウイルスでさえこのような状況ですので、致死
率8割とも言われるエボラ出血熱で考えてみると、これだけ人的交流が盛んになり交通網が
整備され丸1日で世界の隅々まで辿り着ける時代になれば、あっという間に拡散します。

そういう時代にもかかわらず、今回の感染症についてもマスクと手洗い、そして距離を保
つといった近代医学以前の方法しか防げないということを改めて認識し、加えて我が国で
は、諸外国のようなロックダウンが困難な状況であること、罰則規定がないこともあり、緊
急事態宣言発出後も一部の業種において指示に従わないケースがあったこと、などなど
数々の問題が出てきました。これらについて「新しい時代の予防」について真摯に一つずつ
議論し解決していく努力が必要ではないかと考えます。

当初、医療者の立場から「巻頭言」の原稿に書かせていただきたかったことは、大変

ぶしつけな言い方で申し訳ありませんが、「医事法は何を解決していったのか」ということでした。例えば終末期医療について、トラブルが生じたり、マスコミが取り上げたときに、一気に燃え上がり、議論が百出するまでは良いのですが、やがて気がつけば、下火になり忘れられていく。安楽死も「東海大学安楽死事件」以来何が変わったのでしょうか。散発的に安楽死に通じる事案がありましたが、さらなる議論はなされているのでしょうか。また例えばAIDにおける「出自を知る権利」も一時のブームでしかなかったのでしょうか。ちなみに2017年12月3日の朝日新聞の社説に「出自を知る権利、いつまで放置するのか」とありましたが、それから2年半以上経過しております。どの学問領域でも「流行りやすたれ」はあるのはわかるのですが、人が生まれてから死ぬまでの長いようで短い期間の中で医事法は「よりよく生き、より良く死する」ための基本となる法制度ではないかと思えます。今更原点に立ち戻ることは出来ないのでしょうか。「生殖補助医療」はどこまで介入してよいのか。「脳死」はヒトの死か。どこまで行なえば「インフォームドコンセント」をしたと認められるのか。もう議論の必要はなくなったのでしょうか。様々な法体系の中で「医事法」ほど我々に身近であり、誰もに関わらざるを得ないものはないと思えます。今一度原点は何か見つめていただけないのでしょうか。

武庫川女子大学 名誉教授
鍋島クリニック 院長
三木 知博

I 学会等の回顧

本項においては、2019年度に行われた日本医事法学会、日本生命倫理学会、そして他の学会につき、担当者が把握できた限りで紹介する。

1 日本医事法学会

第49回研究大会は、2019年11月16日から11月17日にかけて九州大学馬出キャンパスにて開催された。初日にワークショップ、2日目に個別報告およびシンポジウムという大枠は変わらなかったが、本大会では初の試みとして、ポスター発表が2日目に行われた。

初日のワークショップは、①ワークショップⅠ「ゲノム編集」、②ワークショップⅡ「社会保険医療における診療契約について考える」、③ワークショップⅢ「医事法学のアイデンティティを求めて（その2）——医療事故・医療訴訟を通じて」、の3セッションが開催された。

①では、ゲノム編集の実際と現状を踏まえて、技術的側面と臨床的に期待される可能性につき医の立場から（山田満稔）、国際的論議の現状について倫理の立場から（加藤和人）、そして規制の必要性、規制に関する制度設計につき法の立場から（米村滋人）報告がなされた。

②では、公法上の契約および私法上の契約の両観点から診療契約の規範的性質について検討された。まず、企画趣旨および社会保険医療の構造と当事者論についての報告がなされた（峯川浩子「社会保険医療と診療契約論」）。つぎに、医師の立場から診療契約の問題点についての報告（川崎富夫「保健医療は契約ではない」）、さらに、医療事故における不法行為責任の意義についての報告（平野裕之「社会保険医療における医療過誤：不法行為法による救済」）、指定発言（山口齊昭）がなされた。

③では、第48回大会 WS「医事法学のアイデンティティを求めて——インフォームド・コンセントを手がかりに——」に続き、医療事故訴訟、事故調査制度、さらには医療基本法へ向けての動きなどを念頭に置きながら、医事法学のアイデンティティや、それを志向することの（とりわけ実践における）意義について議論がなされた。

2日目の個別報告は、2つの会場において、福田八寿絵「希少疾患用医薬品の開発政策の医療保障、医療財源に与える影響——日米欧の国際比較の視点から——」、秋元奈穂子「アメリカにおける科学研究不正に対する規律の変遷」、大下宗亮「医療関係者による裁判例批判の分析——医と法の対話のあり方の再検討——」の各報告がなされた。

その後、午前の部と午後の部に分かれて、シンポジウム「災害医療と法」が催行された。

まず、企画趣旨（磯部哲「企画趣旨」）に続き、災害医療のいわば実務にあたる立場から、制度や実務上の課題などが報告された（坂元昇「災害時の保健医療等に関する法制度の課題」、岡順子「熊本県の災害医療提供体制について」、石井正「災害医療の現場から見えてきた災害時の傷病者トリアージの法律上の課題」）。その後、法学の立場から、法的な課題についての報告（磯部哲「災害医療と法：医事行政法の観点から」、米村滋人「災害医療の特徴とその法的課題」）に続き、総合討論が行われた。現在、多くの医療機関が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に追われているが、シンポジウムにおいてたびたび述べられた「地域や国家の緊急事態において医療が患者を見捨ててはならない」というポリシーは今般の状況にも通ずるものであったように思われる。

最後となったが、2日目の昼、以下に挙げた第1列～第3列に分かれ同時並行的に各報告者が5分の報告を行い、5分の質疑応答がなされるスタイルでポスター発表が行われた。今大会から始まった新しい報告形態であるものの、既定の時間が終了した後も発表者とオーディエンスの間で質疑応答や議論がなされる様子がみられた。なお、第49回研究大会の詳細は年報医事法学35号に掲載予定である。

ポスター発表第1列

宇治野壮歩「多様化する学術論文の二次的利用とその広告該当性の判断のあり方」

中部貴央、竹内治「医療紛争における裁判外紛争解決（ADR）での相談前置のあり方——相談利用者ならびに相談委員への調査結果から——」

船橋亜希子「医療安全元年から20年——医療過誤に関する刑事裁判例の変遷」

脇之蘭真理「認知症の生活トラブルの解決と裁判制度——大府市認知症鉄道事故裁判を踏まえて」

ポスター発表第2列

後藤新人「スペインにおける Electric Health Record (EHR) に関する法政策」

長島光一「システム開発紛争から見た電子カルテの法的課題」

柴野莊一「日本における歯科衛生士法の歴史的変遷——業務規定を中心に——」

十万佐知子「薬局薬剤師をとりまく制度と役割の変化——セルフメディケーションと健康サポートを中心に」

ポスター発表第3列

小門穂「フランス生命倫理法改正——生殖医療・受精卵を中心に——」

遠矢和希「公的機関運営の研究用バイオバンクが有償で企業等に試料を分譲・提供する場合の法的・倫理的検討」

根岸律葵、河原和夫「家庭から出される感染性の廃棄物処理と条例に関する一考察——沖縄県を題材に」

2 日本生命倫理学会

第31回年次大会「医療の変貌と常識の再検討」は、2019年12月7日から8日にかけて東北大学川内キャンパスにて開催された。生命倫理学会は、ポスター会場を含め6つの小会場で同時平行的に催行された。以下、法的な論点にかかわりが強いと思われる内容の報告・セッションを以下に羅列する。

12月7日は、小林真紀「フランスにおける治療中止をめぐる課題——行政裁判所の判例の分析をもとに——」、村山淳子「ドイツの医療情報法」、今井竜也「『格差利用』と『医療の性質』から考える生殖医療ツーリズム規制の方向性」、石井哲也「配偶子提供の再考——匿名提供の困難化を足がかりに——」、大橋範子「死後懐胎の今後」、(以上いずれも一般演題)。2日目、12月8日は横野恵「生命保険と遺伝情報——オーストラリアにおける規制導入の経緯を中心に——」、三重野雄太郎「ゲノム編集をめぐるドイツの近時の議論——ドイツ倫理評議会声明を素材に——」、秋葉峻介「インフォームド・コンセントにおける家族の位置づけと自己決定権」(以上一般演題)、樋野村亜希子＝高橋博子＝倉田真由美「臨床研究法のスキームと施行1年後の現状から見る運用上の課題」(ポスター発表)。公募シンポジウム「精神科医療、この10年で変わったこと、変わらなかったこと」では、精神科医療の抱える問題について、精神科訪問看護の視点と、身体拘束の実態に焦点を当てた報告がなされた。公募ワークショップ「公立福生病院における透析治療の不開始・中止を考える」では、2019年3月に報道されて周知のものとなった透析不開始・中止事案において、法的および倫理的評価、患者の意思決定支援、倫理コンサルテーションを中心とする倫理支援など様々な観点が示され、日本透析医学会「維持血液透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言」の改訂へ向けた提言がなされた。

3 その他

まず、早稲田大学国際会議場にて**第25回世界医事法会議東京2019(The 25th World Congress on Medical Law)**は、2019年8月6日から8日にかけて早稲田大学国際会議場にて開催された。各セッションは、ポスター会場を含め4会場で同時並行的に催行された。日本の厳しい猛暑の影響か、報告キャンセルが目立っており、すべての報告が実際になされたかを確認することは難しいため、所属先が日本の研究者による報告を以下に羅列するに止める。

8月6日

Session 4 – End of Life Decision Making

Kazuaki Shintani, Current Legal Situation and Future Perspective on Withholding or Withdrawing Life-Sustaining Medical Treatment in Japan

Yicheng Chung, The Legislation of End-of-Life Care and its Cultural Implication: Family Participation in Advance Care Planning and the Act of Filial Piety in Taiwan

Session 5 – Rights of Patients/Self-Determination

Takeshi Miyashita, Sterilization of Vulnerable Persons in Japan: Past, Present & Future Perspectives

Session 8 – Informed Consent

Keiko Irako, The Path to Informed Consent in Japan: History and Current Issues

Session 9 – Medical Accidents/Medical Malpractice

Muneaki Ohshita, Applicability of Theory “Organizational Negligence” In Japanese Medical Malpractice Cases

Toshimitsu Nakatsuka, One proposal to Legislate “Act Promoting Measures to Prevent Sudden Unexpected Death”

Advanced Medicine and Medical Law and PB – Constructing a Bridge Between Medical Law, Bioethics and Legal Medicine (ポスター報告)

Koichi Jimba, “Emerging Legal and Bioethical Issues Associated with End-of-Life Care for Elderly Prisoners in Japan” (PA.1)

Naoto Kawahara, “The Regulatory Overview for Clinical Researches and Trials in Japan: Aiming to Establish a Standardized Operation Procedure for Research Ethics Committee and IRB Administration” (PA.5)

8月7日

Session 10 – Regulatory Science and Medical Law

Katsunori Kai, Regulatory Science and Medical Law

Yuichiro Sato, Regulation of Advanced Therapy in Japan

Session 14 – Health Care System and Medical Law

Takashi Moriwaki, What Kind of Medical Laws and Systems Should be Established for New Treatments? Based on Medical Quality Assurance Theory Considered from the Field of Advanced Treatment of Acute Stroke in Japan

Session 18 – Clinical Research

Yuko Nagamizu, The Change of Governance on Pediatric Research in Japan: From 1950s to Date

Takashi Tsuchiya, Ten Subjects Gathered Under "Research Ethics" in Japan

Session 19 – Medical Information and Medical Law

Eiji Maruyama, Japanese Effort to Utilize Medical Big Data: The Enactment of the Next-Generation

Medical Infrastructure Act

Session 20 – Health Care System and Medical Law

Takayo Nakabe, How Much Healthcare Expenses Should be Allowed for End-of-Life Care Under the Sustainable Insurance System?

Further Developments of Medical Law in 21st Century from the “Global and Glocal Viewpoints (ポスター報告)

Akiko Funabashi, “Criminal Medical Malpractice Cases in Japan in the Past 20 Years” (PC.1)

Misa Suzuki, “Unproven Cell-Based Interventions Provided at Physician Discretion in Japan: The Need for Change” (PC.13)

8月8日

Session 23 – Bioethics and Medical Law

Mitsuyasu Kurosu, Consideration of the Principles of Bioethics in UNESCO's "Universal Declaration on Bioethics and Human Rights" (2005)

Session 25 – Organ Transplantation

Yuji Shiroshita, Legal Issues on “Diseased Kidney Transplantation” in Japan: From the Viewpoint of Medical Criminal Law

なお、世界医事法学会のウェブサイトによると、2020年8月13～16日の日程でカナダ・トロントにて開催予定だった第26回世界医事法会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により2024年8月まで延期が決定している（次回の世界医事法会議は2021年8月にトルコ・イスタンブールにて催行予定）。

法と精神医療学会第34回大会は2019年3月9日に北海道大学にて行なわれた。同学会の様子は法と精神医療34号に収録されており、「15 精神医療」の項目にて紹介する。

日本社会保障法学会第74回大会は2019年5月25日、26日に愛媛大学城北キャンパスにて催行された。1日目の総合シンポジウム「高齢者法からみる高齢者特有の課題」では、関ふ佐子「高齢者法の全体像」、原田啓一郎「高齢者の医療保障と法」、川久保寛「高齢者の介護サービス利用支援と法」、西村淳「高齢者の所得保障と法」、柳澤武「高齢者の雇用と法」の各報告を受けて質疑応答が行われた。2日目も高齢者と医療に関するミニシンポジウム「高齢者の意思決定支援の実務とこれから」が行われた。同大会の様子は**社会保障法35号**に収録されている（「7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権」の項も参照）。

日本賠償科学会第75回研究会は2019年12月7日にはまぎんホールヴィアマールにおいて開催された。まず、基調講演として、前田順司「改正民法415条と医療訴訟における債務不履行責任——改正民法によって医療訴訟における債務不履行責任の判断構造は変わるのか——」があったあと、シンポジウム「医療事故調査制度の現在」（座長：木ノ元直樹、佐藤

文子)として、主に実務に携わる立場から4件の報告(木村壯介「医療事故調査制度について——予期しない死亡に対する解剖の現状・課題——」、有賀徹「医療における安全と安心について考える」、古賀裕「医療事故解剖症例?どう動く、病理医師! in 福岡県」、鶴飼万貴子「医療側弁護士からみた医療事故調査制度」)および総合討論が行われた。なお、2020年6月6日に開催予定だった日本賠償科学会第76回研究会は約1年延期することが同学会のウェブサイトにて告知されている。

学会以外として、終末期医療に関する学術大会がいくつか行われている。**上智大学生命倫理研究所・科研基盤研究(B)共催シンポジウム「最先端医療分野における欧米の生命倫理政策に関する原理・法・文献の批判的研究」**は2019年9月14日に上智大学四谷キャンパスにて行われ、小林真紀、横野恵、盛永審一郎、アン・ルース・マッコアの各氏が登壇。2019年9月19日には**慶應義塾大学フランス公法研究会日仏共同シンポジウム「終末期医療と法」**が慶應義塾大学三田キャンパスにて行われた。フランソワ・ヴィアラ、榎橋明香、カトリーヌ・レジ、磯部哲の各氏が登壇。**シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」**(日本比較法研究所)が中央大学駿河台記念館において2019年10月5日、6日に開催された。5日は、「終末期医療における人間の尊厳」(報告:高橋直哉、ルトガー・ホネフェルダー、コメンテーター:古田裕清)、「治療中止とその正当化要件」(報告:井田良、エリック・ヒルゲンドルフ、コメンテーター:天田悠)、「積極的臨死介助」(報告:佐伯仁志、ヘニング・ロゼナウ、コメンテーター:畝本恭子)という3つのセッションが行なわれた。6日は、「患者の指示書(リビングウィル)と自己決定権」(報告:甲斐克則、カーステン・ゲーデ、コメンテーター:メラニー・シュトイヤー)、「終末期医療における諸問題」(報告:高山佳奈子、グンナー・デュトゲ、コメンテーター:富川雅満)、「臨死介助協会とわが国の対応」(報告:只木誠、ブリギッテ・ターク、コメンテーター:リアーネ・ヴェルナー)の3セッションが行われ、2日間にわたり日独の研究者、実務家による活発な議論が交わされた。また、2019年12月15日には**シンポジウム「安楽死・尊厳死問題を考える—公立福生病院事件と反延命主義」**(主催:現代の死生問題を考えるネットワーク、共催:障害学会、日本生命倫理学会基礎理論部会)が東京大学駒場キャンパスにて催行された。

他方、**文部科学省新学術領域研究2019年度市民公開シンポジウム「ゲノム編集の現在地——社会とともにある科学研究——」**が2019年9月14日に日本科学未来館未来館ホールにて行なわれている。

(小西 知世=小谷昌子=船橋亜希子)

II 文献紹介

1 今回の対象範囲

今回、回顧の対象とする文献は、原則、法律時報2019年4月号から2020年3月号までの「文献月報」に掲載された文献である。もっとも、文献月報に掲載されていない文献・対象期間以外の時期の文献についても、必要に応じて適宜紹介していくことにする。

なお、書評・法令紹介・判例評釈等は原則として割愛し、その他文献の紹介も必ずしも網羅的ではないことを予めお断りしておく。

2 概況

本稿の執筆作業中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、首都圏にある大学図書館や国立国会図書館での資料収集が不可能となるなどした。このような状況から、今年度は入手ができた限りで文献を紹介することとし、この文献の「概況」も以下で紹介する文献を頼りに、簡潔ながらその動向をまとめていくことにする。

さて、今年度の「医事法学界の歩み 2019」において、挙げられた文献の傾向につき、若干のコメントをしていきたい。今年度といえば、終盤にさしかかって新型コロナウイルス感染症の問題が生じたこともあり、「11-2）-(4) 公衆衛生」の項目が膨大となった。次年度もおそらくこの項目で紹介することとなる文献が多くなることが予想されるため、執筆中に入手できた文献については、極力紹介することとした。

また、もうひとつ特筆すべきものとして、信山社から新たな医事法研究に関する法学雑誌「医事法研究」が創刊されたことが挙げられよう。今後役割を増すであろう医事法学にとって、新たな議論の場ができたことは大きい。

その他、各文献をみると、法的責任論に関する論攷がやや少なかったように思われる一方で、医学研究や医療従事者の労働条件に関する議論、たとえば、「9 医薬品・医療機器」の項目においても薬事制度、創薬研究を取り巻く課題に関する考察がみられたほか、「10 医学研究」でも医学研究について原理的に検討する文献があった。「14 移植医療・血液事業」の項目では、臓器移植に関する文献はそれほど多くはなかったが、いまだ研究段階といえる子宮移植を検討する三重野論文が特筆すべき論攷として挙げられる。また、医療情報の利活用に関連する議論や、終末期医療に関する議論も活発であったように思われる。後者については、厚生労働省によるアドバンス・ケア・プランニング（通称：人生会議）に関する啓蒙

活動や、2019年6月に「彼女は安楽死を選んだ」と題されたドキュメンタリー番組の放送（「NHK スペシャル」6月9日午後9時～、NHK 総合）など、広く社会においても耳目を集めた。特に、今期は、AI（人工知能）に関する法・倫理的問題を検討する論考も顕著であった。来期もこの傾向は続くように思われる。

本文中にも書くこととなったが、次年度は公衆衛生のみならず、医療提供体制、創薬、医療情報、医行為論、終末期における意思決定など多くの分野において COVID-19 や感染症の流行を念頭に置いた議論がなされることと予想される。期せずして以下で紹介する文献の多くは「pre-COVID-19 ERA」「プレコロナ時代」の論攷という位置づけになるのかもしれないが、言うまでもなく、重要なものばかりであることを言い添えておきたい。

なお、今年度から、日本医事法学会は、年報医事法学の「医事法学関係文献目録」の廃止を打ち出した。これに伴って、従来、医事法学の動向につき、貴重な基礎資料である「文献目録」を活用し、最終頁に別表を掲載することが不可能となった。医事法学、生命倫理学に関する文献の動向につき、今後ここでどのように紹介すべきかは重大な事項であるので、明治大学 ELM 運営委員会とも連携を密にして検討を重ねていき、より良い情報提供ができるように万全を期すことにしたいと考えている。

(小西 知世＝神坂亮一＝小谷昌子)

3 医事法一般・記念論文集

まず、主要関連学会の学会誌につき簡単に紹介しておく。**年報医事法学34号**は、日本医事法学会第48回研究大会（2018年開催）の記録を中心とする。その他、今号から文献目録が掲載されなくなり、判決紹介・文献紹介・医事法トピックス・法令解説・2018年医事法関係判決目録が収録されている。

生命倫理29巻1号には、第30回日本生命倫理学会年次大会における報告論文のほか、**巻頭言・大林雅之『生命倫理学(バイオエシックス)の「30年」』**、**高島響子=浦出美緒=中田亜希子=中澤栄輔=伊吹友秀『日本生命倫理学会と生命倫理学の30年』**など、学会発足30周年を迎えた年ならではの論攷が掲載された。原著論文として**高島響子『UFI 女性に対する子宮移植の実用化に向けた法的・倫理的課題の検討と代替手段の考察——代理懐胎の倫理的問題を回避する解決策といえるか？』**、**神徳和子『臨床現場における看護師のアレテーの行方——美徳の追求』**。

医事法一般に関する書籍等の発行は今年度それほど多くなかったように思われるが、**甲斐克則責任編集「医事法研究」1号(信山社)**が創刊された。第1部・論説では、**甲斐克則「医事法の基本原理—刑法の立場から」**、**野崎亜紀子「医事法の基本原理——法哲学の視角から」**、**水沼直樹「応招義務の歴史的展開と現代的意義」**を所収。第2部・国内外の動向では、ヘニング・ローゼナウ教授の講演**「人を対象とする研究の法的要件」**の邦語訳（天田悠=甲斐克則訳）が収められている。「はしがき」に「力作を公表する場がない実務家や若手研究者にも、今後こうした機会を提供していきたい」（iii頁）とあるように、第1部、第2部とも、重厚な論考揃いであった。とりわけ、第1部の甲斐論文、野崎論文は医事法の基本原理につき論者ならではの視点から考察したものであり、何年かわたり医事法学会ワークショップで検討されている「医事法学のアイデンティティ」にも通ずる論攷であった。もっとも同書はそれだけではなく、今号では判例研究および書評も掲載され、研究雑誌だからこその機動力も兼ね備えた新たな医事法研究の表現の場となるであろう。

医事法学は法学の一分野として確固たる地位を築いており、様々な教科書が出版されている。当期の注目すべき教科書として、薬学博士で検察官も歴任していた異色の経歴を持つ著者による**城祐一郎『医療関係者のための実践的法学入門』(成文堂)**が挙げられる。特色としては、検察官という経歴から、刑事法分野の叙述に大きなウェイトが置かれて、総花的な叙述が多く見られるこの分野の教科書としてはとても珍しく、多くの示唆を提供するものと考えられる。「医療研究者倫理」を扱う章もあって、医療関係者には分かりやすく書かれている。更に、医療法の条文に沿って医療法人制度を明瞭に解説するものとして、**鈴木克己『医療法実務必携(条文別に医療法人関係法令を整理)』(税務経理協会)**がある。

また、4年ぶりに**前田和彦『医事法講義(新編第4版)』(信山社)**が改訂された。2019年12月に施行された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による医療職および福祉職の欠格事由等の見直し、医療法の改正など、

法改正や制度改正に伴い大幅な改訂がなされている。医療専門職向けの医事法入門書である野崎和義『コ・メディカルのための医事法学概論〔第2版〕』（ミネルヴァ書房）も改訂されている。歯科衛生士法、民法(債権法)、個人情報保護法など、近年の重要な改正に対応した。

(小西 知世＝小谷昌子)

4 医療事故一般・医療安全

上田裕一=神谷恵子編著『患者安全への提言 群大病院医療事故調査から学ぶ』(日本評論社)は、群馬大学医学部付属病院にて発生した、腹腔鏡を用いた手術を受けた患者8人が術後相次いで死亡するなどした事故に関する医療事故調査委員会報告書につき、「それぞれの立場からこの経験を振り返り、改めてこの委員会の意義と患者安全の課題をまとめたもの」(同書「はじめに」iii頁)である。第I部においては、医療事故調査一般の意義、また、群大病院医療事故に見出せる医療安全への課題、この調査自体の意義が述べられている。これをもとに第II部および第III部において患者参加型医療や医療安全についての提言がなされている。第I部に所収される、さまざまな立場から群大病院医療事故調査に携わった著者らによる座談会では、医療事故調査をなすにおいて必要なことや制度における課題について忌憚なき意見が述べられており、得られるものが多いと思われる。

2012年に成立した死因究明等の推進に関する法律が2014年9月に失効していたことを受け、2019年6月に成立した死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)が2020年4月1日、施行された。本法については「LAW FORUM 立法の話題 死因究明・身元確認に関する施策を推進：死因究明等推進基本法の制定」法学セミナー777号9頁、および、林佑=大谷直之「法令解説 死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進」時の法令2097号28頁以下が詳しく解説する。

畑中綾子「医療安全に向けた医療事故調査制度の創設——医と法の協働——」廣瀬久和先生古稀記念『人間の尊厳と法の役割——民法・消費者法を超えて——』639頁以下(信山社)は、医療事故調査制度の概要および医療事故訴訟の刑事事件化の問題との関係における同制度の意義を述べる。松村由美=渡辺千原「院内医療事故調査の在り方——ある医療事件事例における事故調査と紛争解決過程からの考察——」立命館法学383号474頁以下は、医療事故調査制度の成立経緯や現状の問題などについて解説したうえで、訴訟にまで至ったある事例をとりあげ、医療(医療安全)の観点、法学の観点から、医療事故調査のプロセスや調査手法に関して検証する。とりわけ、医療事故調査における専門家(医師、法律家)に要求される特有の「専門性」についての指摘は実務上も価値が大きいであろう。なお、医療機関内弁護士の業務およびその役割については竹本昌史「病院のコンプライアンス——医療法人内(病院内)弁護士の有用性——」臨床法務研究22号1頁以下、および、瀬尾雅子「医療機関における弁護士の役割：医療安全管理の視点から」日本臨床麻酔学会誌40巻1号105頁でも詳細に述べられている。

また、我妻学「イギリスにおける患者に対して誠実に対応する義務と新たな医療事故調査制度」春日偉知郎先生古稀祝賀論文集『現代民事手続法の課題』193頁以下(信山社)は、医療安全に関する世界的な取組みにおける医療事故調査制度の位置づけを意識しつつ、とりわけイギリスにおける医療安全について述べる。イギリスにおける医療事故調査制度の成立過程や

問題点、医療安全のために医療従事者が患者に対して誠実に対応する義務が法定されていること、その意義など、日本における医療事故調査制度について考えるうえでも参考になる論攷である。

災害医療および医療過誤の局面を念頭に、医療機関のリスクマネジメントにつき経営管理的な視点から論じるのが赤堀勝彦「医療リスクマネジメントの意義と課題——特に、医療機関(病院)のBCPおよび医療過誤について——」神戸学院法学48巻1号121頁以下である。とりわけ「企業が自然災害、大災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画」(123頁)であるBCP(Business Continuity Plan)を医療機関が策定する意義を説く。医療の供給において、非常事態にある医療機関が非常事態からいかに早期復旧するかは重要な問題である。感染症対応に医療のリソースの多くが割かれている現在、とりわけその重要性は増すように思われる。

松尾剛行「健康医療分野におけるAIの民刑事責任に関する検討——AI画像診断(支援)システムを中心に——」Law&practice13号151頁以下は、AI画像診断システムを用いた診断において過誤が生じた場合の民事責任および刑事責任につき、AI画像診断の特徴や診療におけるAIのかかわりの度合いによる相違を踏まえて論ずる。

小茂田昌代編『新人薬剤師・薬学生のための医療安全学入門〔改訂版〕』(薬ゼミ情報教育センター)は、医療安全の基本的な考え方から、調剤過誤といった独自の過誤防止対策についての基本的なテキストであるが、このたび2009年以来の改訂がなされた。

余談ではあるが、2020年3月25日発売の月刊アフタヌーン2020年5月号より、草水敏原作・恵三朗作画「フラジャイル」の医事紛争編がスタートしている(単行本18巻以降に収録予定)。同作ではこれまでの連載でもセカンドオピニオンと患者の自己決定、がんゲノム医療など興味深いテーマが取扱われており、今後の展開に期待している。

(小谷 昌子)

5 医療過誤（民事）・診療契約

寺沢知子「医療過誤訴訟における慰謝料の意義」近江幸治先生古稀記念論文集『社会の発展と民法学(下巻)』(成文堂)575頁以下は、そもそも明確とならない慰謝料の算定に様々な機能が仮託されていることを指摘する。そのうえで、裁判例から、医療過誤裁判実務上の慰謝料に存する問題点につき検討することの必要性を説く。他方、杉浦徳宏「医療訴訟における高齢者が死亡した場合の慰謝料に関する一考察」判例時報 2402号136頁以下は、医療過誤訴訟において交通訴訟における死亡慰謝料が最低2000万円であることを参考とする慣行を批判し、医療機関側に落ち度のない事故における見舞金の相場を参照して高齢者が被害者となった医療過誤の死亡慰謝料は200万円を最低限とし、「患者の年齢、医師の過失の程度、責任の程度といった事件記録に現れた一切の事情を考慮して加算していく」（140頁）旨提言する。敢えて述べるが、「大学病院の院長」が発したとされる「（死亡慰謝料の相場が高額となるのなら）高齢者の患者に対する手術はお断りした方が安全ですね。」（136頁）との言に迎合することが真に「医療界と法曹界が相互に理解する」（140頁）ことといえるのか疑問を感じざるを得ず、同論文は医と法の相互理解をどのようになすべきかについても再考を促しているように思われる（なお、同論文に対しては、近時、大島眞一「高齢者の死亡慰謝料額の算定」判例タイムズ1471号5頁以下が死亡慰謝料額の算定において余命を参照すべきでない旨反論することを付言しておく）。なお、慰謝料の算定については、**第一法規「判例体系」編集部=伊藤進編『判例 INDEX 侵害態様別に見る医療事故300判例の慰謝料算定』(第一法規)**が上梓されている。

いわゆる相当程度の可能性侵害に基づく損害賠償責任については、**米村滋人『相当程度の可能性』法理の展開とリスク発生型不法行為**、**瀬川信久=能見善久=佐藤岩昭=森田修編『民事責任法のフロンティア』(有斐閣)505頁以下**が、主に最高裁平成17年判決以降の判例理論について、期待権侵害との関係、および、いかなる場合に可能性侵害に関する損害賠償責任が認められうるかの観点から分析する。そして、これを踏まえて法益としての「相当程度の可能性」を保護することの意義、そしてその限界につき論じる。

山口齊昭=峯川浩子=越後純子=石井麦生編著『医療事故の法律相談』(青林書院)は、医療事故の法律問題につき、実務家が中心となって解説する。「**第11回 医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム**」判例タイムズ1463号5頁以下は、ある医療事故をとりあげ、なされた診療について質疑応答したうえで、訴訟における両当事者の主張、裁判所の判断につき議論する。診療に対する医療者からのコメントのほか、診療ガイドラインが裁判所の判断に用いられることに存する医療者側の強い抵抗感など、見るべきところが多い。診療ガイドラインの法的位置づけについては、**平沼直人=末石倫大「医療過誤訴訟における添付文書およびガイドラインの法的位置付け」賠償科学47号96頁以下**が裁判例を紹介する。

石畝剛士「**公的医療保険における一部負担金の性質と構造(1) 医療保険の契約構造(2)**」法

政理論52巻1号89頁以下は、公的医療保険における法律関係のうち一部負担金の法的性質に着目しつつ、その法的性質、第一次的帰属について検討したあと、公的医療保険における報酬支払関係も含めた法律関係につき論ずる石畝剛士「医療保険の契約構造」法政理論50巻2号240頁以下(2018年)で論じた医療契約論を深化させる論文である。診療契約論はともすると公的医療保険のことを捨象しがちであるが、公的医療保険を利用する診療契約と自由診療の相違を踏まえて契約関係を考えることは重要であろう。

平野哲郎「医療過誤についての新契約責任説」私法81号157頁以下は、医療過誤訴訟においては債務不履行に基づき損害賠償請求がなされるべきであると説く。そのうえで、医師の行為規範としても、医療過誤判例が示す準則ではなく診療契約において自らが患者に約束したことと考えることが医師患者関係に資することも示唆する。診療契約については、河上正二「ロー・クラス 債権法講義[各論](39)第2部 契約各論 第8章 委任(2) 準委任・診療契約」法学セミナー782号73頁以下。

海外諸国からの示唆を得るものとして、石川寛俊監修『東アジアの医療過誤法』(日本評論社)が上梓された。中国・台湾・韓国における医療過誤訴訟の現況、裁判例、医療過誤訴訟の制度を紹介し、ここから日本への示唆を得る。他方、2018年3月14日に東洋大学で行なわれた講演の翻訳、ヨハネス・ハーガー(坂本恵三翻訳)「医師責任法の新展開」東洋法学62巻3号305頁以下は技術的過誤、医師の説明義務、さらには訴訟における証明責任に関してドイツの最新の法状況を述べる。また、手嶋豊「アメリカ法における性分化疾患についての近時の議論動向」神戸法學雑誌68巻4号253頁以下は、性分化疾患に焦点を当て、アメリカにおいて同疾患の新生児に対し処置をしたこと自体の法的責任に関する議論を紹介する。日本においても同疾患はあり、その問題点については議論の対象となっているものの、処置をすることに関する法的責任についてはあまり議論となっていないように思われる。今後重要な問題となる。

畑中綾子「日本の医療分野の賠償訴訟にみられる積極的司法とその修正——近年の医療事故調査制度や救済制度との相互作用も念頭において」年報医事法学34号15頁以下は救済制度や事故調査制度との相互作用も念頭におきつつ、医療訴訟の功罪につき論ずる。米村滋人「交通事故と医療過誤の競合と共同不法行為の成否(最判平成13・3・13)」法学教室465号37頁以下では、複雑な同判例につき初学者に向け非常に明快な解説がなされている。野田和裕「大学病院の医師でもある一般開業医の診療所において要求される医療水準——眼科医療をめぐる裁判例を素材として——」広島法科大学院論集15号37頁以下は東京地判平成25・1・31判例集未登載をもとに医師の注意義務水準に関し考察する。医療過誤訴訟の概況、統計などについては中園浩一郎=吉岡知紀「東京地方裁判所医療集中部(民事第14部、第30部、第34部、第35部)における事件概況等(平成30年)」法曹時報71巻7号1399頁以下がある。

(小谷 昌子)

6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任

医療過誤（刑事）を総論的に扱ったものとして、内海朋子「医療事故と刑事制裁」横浜法学27巻3号219頁以下は、横浜市立大学病院患者取り違え事件について、患者の受け渡しに関わった看護師2名に共同注意義務を認める。ドイツの議論に関しては、エリック・ヒルゲンドルフ、(訳)高橋直哉『医事刑法入門 学習と実務』(中央大学出版部)が上梓された。本書は、その手に取りやすさもあり、ドイツ医事刑法の概観を掴むのに適している。吉田敏雄『刑法理論の基礎VI 被害者の承諾』(成文堂)は、被害者の承諾を巡るドイツ語圏における理論状況を踏まえて、専断的治療に成立しうる犯罪類型について、ドイツ・オーストリア・日本の議論を検討する。

医事特別法に関連しては、再生医療に関する刑事責任と規制のあり方については、星周一郎「再生医療等安全性確保法の法的意義と機能——臍帯血流出事件にみる医療の法的規制のあり方」首法60巻1号103頁以下は、臍帯血流出事件の事後規制を可能にしたこと等を挙げて、再生医療三法に肯定的立場を示すが、一般法での対応可能性を論じる必要はなかつただろうか。生殖補助医療をはじめとした、先端医療と医学研究の規制については、山中敬一「ヒトに関する生殖医療、遺伝子治療および胚研究の法的規制——日独の刑法の観点から」(1)関法69巻2号(1頁以下、(2・完)関法69巻3号46頁以下は、ドイツ胚保護法、ドイツ幹細胞法、ドイツ遺伝子診断法に関連する議論を紹介し、倫理指針による規制を改めて批判する。

そのほか、小沢春希「性犯罪者の化学的去勢をめぐる現状と課題」レファレンス824号25頁以下は、性犯罪者に対する「化学的去勢」について、裁判所が命じる国の例としてアメリカとポーランド、本人の同意を要する国の例としてフランスとドイツを紹介し、日本への導入可能性を論じる。刑罰のあり方、刑事裁判のあり方が問われる必要があるものと思われる。

医行為に関して、武藤真朗「医師にのみ許容される行為——外ウー施術事件控訴審判決を契機として」東洋法学63巻3号145頁以下をはじめ、タトゥー判決に関する文献は、8 医療専門職・医療機関1) 医療専門職関連で扱う。

(船橋亜希子)

7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権

この分野は今年度、担当者の力不足により、あまり多くの法学論文を見つけることができなかった。見落としがあれば、来年度改めてとりあげることにする。

そのなかで、**日本医事法学会第48回研究大会記録「ワークショップⅡ 医事法学のアイデンティティを求めて——インフォームド・コンセントを手がかりとして」**年報医事法学34号50頁以下は、あくまで医事法学とは何か、他の学問にはない特質があるのかを明らかにするための題材としてではあるけれども、インフォームド・コンセント論のこれまでそしてこれからをも示唆する内容であった。また、**藤重仁子**ほか「**インフォームド・コンセントの歴史と近年の課題**」**森ノ宮医療大学紀要14巻1頁以下**はインフォームド・コンセントの確立から、アドバンス・ケア・プランニングにおける問題まで、その効用と問題点について述べる。

法学以外の分野も含めて、引き続き意思決定支援に関する議論は盛んである。法学分野では**社会保障法35号**が第74回大会記録として、「**ミニシンポジウム① 高齢者の意思決定支援の実務とこれから**」(87頁以下)を掲載する。もともと、ここで議論される意思決定支援は必ずしもいわゆる医療同意のための意思決定支援に限らない。他方、**平沼直人**「**成年後見制度と意思決定サポートシステム(6) 高齢社会と医療の確保——成年後見人の医療同意を中心に**」**判例時報2399号106頁以下**は、成年後見人が選任されている場合の医療同意の問題につき解説する。

北山修悟「**医療契約法の再構築(8)**」**成蹊法学90号81頁以下**は、生命倫理学の観点から、現代における医師患者関係、医療契約を新たに捉えなおそうとする論文の一部である。今回は、医療に対する同意の倫理的基礎につき考察するマククリーン (Alasdair Maclean, *Autonomy, Informed Consent and Medical Law: A Relational Challenge* (Cambridge University Press, 2009)) の議論を紹介し、医師患者関係において双方が自律的であることが相手方にどのように作用するか、同意の意義、さらには契約から生ずる義務の機能等につき確認する。**村岡潔**「**医師の裁量権と患者の自己決定権(2) 医師の作法と真実告知あるいはパレーシアの倫理をめぐって**」**佛教大学保健医療技術学部論集第12号67頁以下(2018年)**、および、**村岡潔**「**医師の裁量権と患者の自己決定権(3) 違法性阻却とインフォームド・コンセント**」**佛教大学保健医療技術学部論集第13号25頁以下**は、医師の裁量による医療行為の実践と患者の自己決定による同意との関係について多角的に検討する。

西元加那「**治療行為における医師の説明義務の意義**」**現代社会研究16号123頁以下**は、医師の説明義務や医師の裁量について患者の自己決定権との関係でその意義を明らかにする。

(小谷 昌子)

8 医療専門職・医療機関

1) 医療専門職関連

医師法の解説書として、平沼直人『医師法 逐条解説と判例・通達』(民事法研究会)が出版された。判例や通知などで示された行政解釈を織り込みつつ条文ごとの解説がなされており、同法に関する基本的な解説書といえよう。

さて、今年度も、いわゆるタトゥー事件判決に関する評釈が引き続き多数公表されている。まず、第一審大阪地判平成29・9・27判例時報2384号129頁の評釈として新井誠「外ウー施術規制をめぐる憲法問題——大阪地裁平成29年9月27日判決を契機として——」*広島法学*42巻3号(2019年)21頁以下。なお、昨年度紹介しそびれたものとして、濱口晶子「彫り師の外ウー施術行為と職業選択の自由」*法学セミナー*763号(2018年)120頁、高田倫子「入れ墨の施術者に医師免許を求めることが合憲とされた事例」*速報判例解説*23号(2018年)19頁以下、城下裕二「入れ墨の施術行為に医師法17条違反の罪の成立を認めた事例」*速報判例解説*23号(2018年)175頁以下がある。他方、控訴審大阪高判平成30・11・14判例時報2399号88頁を受けた論攷および判例評釈としては、天田悠「医師法17条にいう『医業』の内容をなす医行為の意義——外ウー事件控訴審判決」*刑事法ジャーナル*60号(2019年)176頁以下、前田雅英「最新刑事判例研究(第56回)入れ墨の施術と医師法17条にいう『医業』の内容となる医行為[大阪高裁平成30.11.14判決]」*捜査研究*68巻8号16頁以下、小野晃正「非医師による身体装飾目的の侵襲と無免許医業罪：大阪高判平成30年11月14日判時2399号88頁を素材に」*摂南法学*56号1頁以下、曾我部真裕「外ウー施術行為に医師法17条を適用して処罰することは、職業選択の自由を侵害するおそれがあり、憲法上の疑義があるとされた事例(大阪高判平30・11・14)」*判例時報*2415号(判例評論728号)132頁以下、武藤眞朗「医師にのみ許容される行為——外ウー施術事件控訴審判決を契機として」*東洋法学*63巻3号145頁以下がある。なお、*季刊刑事弁護*99号では「タトゥー裁判判決(大阪高判平30・11・14)を読む」と題した特集が組まれている。城水信成「*弁護人報告 外ウー施術は『医行為』ではない*」(81頁以下)、松宮孝明「*外ウー事件大阪高裁判決に対する刑事法学からの検討*」(87頁以下)、佐藤雄一郎「*外ウー事件大阪高裁判決に対する医事法学からの検討*」(93頁以下)。事件はすでに上告されており、判決の行方が注目される。

医師の応招義務について、水沼直樹「*応招義務の歴史的展開と現代的意義(1)*」*医事法研究*1号39頁以下は、未完であるが、応招義務につき医制発布前までさかのぼってその沿革、変遷をたどる。また、海外にて渡航し臓器移植を受け、帰国後に日本の医療機関にフォローアップ診療を求めた患者が、当該医療機関の「海外で渡航移植した患者は受け入れない」との内規に基づき診療を拒否されたことにつき、当該医療機関に対して訴訟を起こした事案の控訴審判決が東京高裁で言い渡された(東京高判令和1年5月16日、判例集未登載)。宍戸圭介「*応招義務を巡る今日の問題——渡航移植患者の受入拒否事例について——*」*岡山大学法学*

会雑誌68巻3・4号565頁以下は控訴審判決が下される前の論攷であるが、渡航移植の現状に関する解説にも詳しい。その他、三谷和歌子「中国で腎移植手術を受けた患者のフォローアップ治療を拒否したことが正当化された事案」民事判例20号90頁以下、「外国での腎移植から帰国後にフォローアップ治療を拒否されたのは医師法上の応招義務違反等に当たるとして損害賠償を求めた事例」医療判例解説80号127頁以下などがある。なお、医師の応招義務に関しては、2019年12月25日、厚生労働省医政局長通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」（医政発1225第4号）が発出されていることもあり、2020年度にも盛んな議論がなされそうである。その他、尾内康彦・大阪府保険医協会『患者トラブル vs 応招義務 医療とスタッフを守るために』（プリメイド社）や大磯義一郎「外国人患者受け入れ体制整備と法的諸問題：応招義務を中心に（特集 訪日・在留外国人の診療）」日本医師会雑誌147巻12号2470頁以下など。

医師以外の医療専門職との連携や業務分担に関しては、柴野荘一「周術期口腔機能管理における歯科衛生士が行う口腔清掃についての医事法学的考察——看護師が行う場合との比較を交えて」年報医事法学34号9頁以下が外科手術を受けた患者に対する口腔清掃に焦点を当てて歯科衛生士の役割、そして歯科衛生士法および保健師助産師看護師法の規定の齟齬を指摘する。良村貞子「巻頭言・超高齢多死社会におけるチーム医療と医療専門職の課題」年報医事法学34号5頁以下は、めまぐるしく変化し続ける医療の現在と、そこにおいて医療専門職に求められることにつき述べる。また、現在行われている厚生労働省「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_540690.html）における救急救命士の業務拡大に関する議論は「救急災害医療検討会が救急救命士の業務拡大を議論」週刊保健衛生ニュース2035号12頁以下など。

最後に、2019年11月に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が可決された。改正薬機法（一部を除き1年以内に施行される予定）は、かかりつけ薬剤師、オンライン服薬指導の導入なども内容として盛り込んでいる。これについては、安川孝志「INTERVIEW 薬機法改正後の薬剤師・薬局のあり方」The journal of JAHMC 30巻9号1頁以下などがある。

2) 医療機関

2019年7月に厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>）が一部改訂された。今般、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によってはオンライン診療が担う役割はより増大する可能性がある。「厚生関連資料『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」月刊保険診療74巻9号82頁以下など、医学系雑誌には関連の解説が多数掲載されている。

なお、薬機法改正に関連して、富井淑夫「薬機法改正と保険薬局の将来像」The journal of JAHMC 30巻9号5頁以下、赤羽根秀宜「薬機法改正のポイント 薬局における今後の対策について」

The journal of JAHMC 30巻9号10頁以下がある。

(小谷 昌子)

9 医薬品・医療機器

当期、最も紹介しなければならない著作として、2019年3月21日明治大学駿河台キャンパス・グローバルホールで開催された国際シンポジウム『医薬品・医療機器をめぐる日独諸制度の比較』の内容を編集した**明治大学 ELM・明治大学法学部比較法研究所編『新たな薬事制度を求めて 日独法制度の比較から』**(明治大学法学部・尚学社)を挙げるができる。このシンポジウムを運営した小西知世准教授(明治大学法学部 ELM 運営委員長)は、「今、医薬品・医療機器の世界の立ち位置は、本格的なターニングポイントを迎える前夜にあると言えよう。来たるべきこの変化にともない、必然的に医薬品と医療機器に関する法制度も変わっていくことが予想される。そのとき、社会の枠組を形づくる法制度がどのような理念と原則に立つべきなのか、その理念と原則を受けていかなる法制度が形づくられるべきなのか、それらの法制度に対してどのように対峙すべきなのか、真剣に考えなければならないだろう。」と述べ、本書がいかなる目的をもって編まれたのかにつき、「このタイミングを捉え、今後変わりゆくであろう医薬品・医療機器をめぐる法制度が、今、どのようなになっているのか、将来に備えて俯瞰することを第1の目的として設定した。」とする。本書は第1部から第3部で構成されている。第1部は、「**医薬品・医療機器に関する制度概要**」として、「**ドイツにおける医薬品・医療機器に関する法規制システムの制度概要**」(ウルリッヒ・M・ガスナー(上野純也訳)及び「**日本の薬事制度の素描——薬事法の沿革を中心に**」(小西知世)、第2部は、「**医薬品の規制をめぐる制度**」として、「**産業的観点による EU の医薬品の許認可**」(エルマー・ヘルナー(横沢亘訳)及び「**医薬品規制を巡る日本の法制度**」(花輪正明)、第3部は「**総合討論**」である。日独の薬事制度をめぐる法規制の状況は、薬事制度の歴史的沿革も踏まえることで、その現状認識も深められるものである。更には、「**総合討論**」では会場の熱気が手に取るように伝わる臨場感あふれる内容になっている。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 63 号)が2019年12月4日に公布された。改正の内容については、**堀尾貴将**ほか「**改正薬機法の解説**」NBL1168号16頁以下。また、**磯部哲**「**新法の要点 虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設**」ジュリスト1545号63頁以下が本改正により新しく導入された、虚偽・誇大広告により医薬品を販売した企業に課徴金を科す制度の創設を中心に論点を整理する。

奥田純一郎=**深尾立**編『**製薬と日本社会 創薬研究の倫理と法 (ライフサイエンスと法政策)**』(上智大学出版)は、「『日本における健全な創薬文化の樹立』をめざした倫理規範・法的規制がどうあるべきかを考えるための素材の提供」(奥田純一郎「本書の目的」より)を目的とした書である。「**I 製薬産業の社会的意義、創薬研究の推進と規制**」では、創薬研究の意義、海外諸国の状況などに関する論文が掲載されている。**中山茂樹**「**研究の自由と憲法**」(3頁以下)、**成川衛**「**わが国の創薬研究の規制:歴史・現実・展望**」(9頁以下)、**黒川達夫**「**国際的規制**

と日本の創薬研究」(12頁以下)、高戸毅「再生医療とそれを取り巻く法律」(14頁以下)、隅藏康一「エイズ薬と知的財産——医薬品アクセスをめぐる」(18頁以下)、酒井康行「日本動物実験代替法学会と3Rs・代替法の展開」(23頁以下)。「II 日本の医薬品開発の課題」においては、主に創薬に携わる側の立場から、日本の創薬の現状と課題が述べられる。池田敏彦「わが国の創薬産業の現状」(29頁以下)、堀井郁夫「創薬研究の現状と将来展望」(33頁以下)、近藤達也「創薬推進における PMDA の役割とレギュラトリーサイエンスに基づく取り組み——合理的な医療を目指して」(37頁以下)、菱山豊「AMED による創薬研究の支援方策」(41頁以下)、田中徳雄「日本製薬工業協会における倫理性・透明性向上に係る取り組み——コンプライアンスおよび製薬協コード・オブ・プラクティス」(46頁以下)、三和護「日本の医薬品開発のシステムのどこが問題か」(54頁以下)。「III 臨床研究としての創薬研究」は主に法学や倫理学の視点から、医薬品の研究開発に関する法について解説される。畔柳達雄=町野朔「ヘルシンキ宣言と創薬研究」(61頁以下)、加藤祐一「わが国における GCP 基準の展開と展望」(69頁以下)、磯部哲「人対象研究倫理指針、臨床研究法」(75頁以下)、井上悠輔「臨床研究法と創薬、利益相反」(83頁以下)、野崎亜紀子「ゲノム指針と創薬研究 ゲノム解析の倫理的問題」(90頁以下)、手嶋豊「被験者保護とインフォームド・コンセント」(96頁以下)、吉峯耕平=大寺正史「医学系研究・知見と個人情報保護」(101頁以下)、栗原厚「抗がん剤研究のための網羅的遺伝子解析と改正個人情報保護法」(125頁以下)、平山佳伸「医薬品医療機器法と再生医療等安全性確保法」(130頁以下)。「IV ヒト組織を用いた創薬研究、バイオバンクの ELSI」では、ヒト組織を用いた創薬研究の倫理的、法的、社会的な課題を明らかにする。峯岸直子「バイオバンクにおける個人情報の保護」(141頁以下)、鈴木聡=深尾立「日本と外国における創薬研究用のバイオバンク」(141頁以下)、檜杖昌則「外資系製薬企業における創薬研究用のバイオバンク」(154頁以下)、吉松賢太郎「ヒト組織を用いた創薬研究」(157頁以下)、佐藤雄一郎「人組織の研究利用と生命倫理」(163頁以下)、町野朔「研究用バイオバンクと死体解剖保存法」(167頁以下)、町野朔「研究用バイオバンクと臓器移植法」(172頁以下)、Bill Leinweber=寺岡慧「NDRI and HAB Partnership to Serve Science and Advance Research」(179頁)、奥田純一郎「なぜ日本では、アメリカのようにヒト組織の売買が許されないのか?」(185頁以下)。「V 製薬企業と日本社会」では、社会に受け入れられる、という視点から有害事象や薬害への対応、創薬のあり方について述べる。北澤京子「誰のため、何のための創薬か」(193頁以下)、更田義彦「サリドマイド事件の教訓」(199頁以下)、森谷和馬「キノホルム事件、クロロキン事件——」(205頁以下)、鈴木利廣「薬害エイズ・薬害肝炎——再発防止の方策」(211頁以下)、米村滋人「イレッサ判決と薬害損害賠償責任のあり方」(215頁以下)、大西正夫「臨床試験に対する社会不信——ディオバン事件を核に」(221頁以下)。

現在、新たなテクノロジーが医薬品・医療機器の分野にも進出している。例えば、IoT や AI、AI の前提となるビッグデータである。特に、ヘルスケアとテクノロジーが融合した、いわゆる「ヘルス・テック」も新たなテクノロジーが介在する分野である。この分野の先駆的著作が森・濱田松本法律事務所ヘルスケアプラクティクスグループ編『ヘルステックの法務 Q&A』(商事法務)である。ヘルス・テックに関係する状況を実務家の立場から実践的に検討

するものである。例えば、**第3章 医療ロボット・介護ロボット**では、医療ロボットと介護ロボットの違いを明確にし、医療ロボットが医療機器に該当する際の法的課題を論じる。また、**第5章 オンラインによる診療・服薬指導・医薬品販売**もコロナの蔓延で対面診療が困難な状況を考えると多くの示唆を与えるのではないだろうか。

大学の附属病院や市井の公立病院・民間病院で、臨床試験の実施の可否を審議する治験審査委員会で委員を務めている人、これからこのような役職に就こうとしている人にとってはこの委員会でどのような役割を果たせばよいのかわからないことが多い。そこで治験のプロセスを知る上で有益である**亀井淳三・鈴木彰人編集『治験薬学 改訂第2版 治験のプロセスとスタッフの役割と責任』(南江堂)**(本書は**亀井淳三編集『治験薬学 治験のプロセスとスタッフの役割と責任』(南江堂、2012年)**をアップデートしたものである。)がある。治験の流れが理解できるだけでなく、我が国の治験制度を取り巻く法状況、素人にはわかりにくいそもそも治験とはにつき、臨床研究・臨床試験においてそれらがどう位置づけられるのかに関する基礎的な知識が得られる。加えて、治験では、プラセボを投与群に割り当て、治験薬の効果を検討することも多い。そこで、「プラセボ」の知識も必要になってくる。特に、これに特化した文献として、**中野重行『プラセボ学 プラセボから見えてくる治療の本質』(ライフサイエンス社)**は有益である。

最近、欧州で、コンパッションエート・ユース (CU) を巡る訴訟が欧州人権裁判所に提起された。すなわち、**Hristozov 他対ブルガリア事件**である。当該事案を検討した論稿として、**小林真紀「ヨーロッパ人権条約における患者の権利の保障——Hristozov 事件判決を題材にして——」愛知大学法学部法経論集(愛知大学法学会)219号1頁以下**がある。そもそも、コンパッションエート・ユース (CU) とは「命を脅かす疾患などの患者で販売を待てない患者に、有効性・安全性の期待される有望な新薬への公的なアクセスを可能とする制度」である(寺岡章雄・津谷喜一郎「医薬品のコンパッションエート使用 (CU) ——なにが CU か・なにが CU ではないのか——」**薬理と治療**40巻10号〔2012年〕832頁)。今まさに世界的危機であるコロナの蔓延では、これといった治療薬は未だ存在しない中で、こうした拡大使用の法的問題を考察する上で非常に有益な示唆を与える論考であると考えられる。コンパッションエート・ユース制度につき概説書として、**寺岡章雄・津谷喜一郎『日本で承認されていない薬を安全に使う——コンパッションエート使用制度』(日本評論社、2011年)**がある。

また、医薬品の価格規制に関する論考として、**佐藤智晶「アメリカ合衆国における医薬品の価格規制を巡る議論の展開と眠れる通称条項」青山法学論集61巻1号93頁以下**がある。特に、「医療安全にとって医薬品の適正使用等が重要なことは日米でも同じであるのに、医薬品の価格規制をめぐる日米の違いは大きい。」(105頁)とし、合衆国における医薬品の価格規制の状況を整理し、どの程度の影響があったのかを検討する。加えて、中国における医薬品の研究開発・製造・販売等の全般に関する法改正の紹介として、**本間隆浩・崔俊「薬品管理法(2019年改正)について」国際商事法務47巻11号1420頁以下**がある。

(神坂亮一)

10 医学研究

当期は、研究不正の事例として、わが国の医学研究に大きな禍根を残してしまったディオバン事件と並んで、有名な小保方晴子氏が深くかかわる STAP 細胞事件を取り上げた著作として、**榎木英介編著『研究不正と歪んだ科学 STAP 細胞事件を超えて』**(日本評論社)が挙げられる。この事件の概要を克明に描き出して、この事件を反面教師として、研究不正をいかに防ぐべきかを実践的に検討している。特に、「**終章 研究不正を超えて——健全な科学の発展のために**」では、国の研究公正の姿勢の不十分さを鋭く指摘し、研究不正事例をしっかりと調査することが必要であると主張する。

更に、臨床研究法で規定される記録保存に関するルールの特徴を検討する論考として、**船橋亜希子・井上悠輔「臨床研究の「記録」に関する新しいルール——臨床研究法をいかに理解し、いかに守るべきか?——」薬理と治療(JPT)47巻付録1号37頁以下**がある。特に、記録の作成・保存の主体につき、「研究責任医師のみに重く責任を課す内容であるとすれば、確かに責任の所在は明確になるが、しかし、それが過去に起きたような研究不正事案の再発防止に資するかは、なお疑問が残るものといわざるをえない。」(41頁)とする。

また、医学研究における個人情報の取扱につき、**岩隈道洋「人を対象とする医学系研究における「同意」とプライバシー」杏林社会科学研究34巻1号(2018年)17頁以下**がある。特に、本稿では、医学研究での個人情報の漏えいなどの事案の解決策として、プライバシー侵害を軸に検討すべきことを主張する。

医学研究への規制につき、そのあり方を学問研究の自由との関係も含めて検討する論考として、**鈴木慎太郎「法なき規制——医学系研究規制におけるハード・ローとソフト・ロー ——」愛知学院大学論叢法学研究60巻1・2号75頁以下**がある。なお、フランスにおける医学研究への規制に関する動向につき、フランス生命倫理法の改正を含めて、当該研究への規制の変遷を詳細に取り扱う論考として、**磯部哲「フランスにおける医学研究規制の動向」日仏法学30号35頁以下**がある。未だわが国の医学研究への規制のあり方が臨床研究法以外は各倫理指針によるところが多いので、諸外国、特に生命倫理分野での法規制の先駆的な国家であるフランスの状況を知るだけでなく、わが国の今後の法の行く末を検討する上でも非常に有益な論考である。加えて、**島村暁代「医学研究に関わる法規制と公的医療保険——医薬品の開発を含む臨床研究も視野に入れて——」社会保障法研究10号121頁以下**は、公的医療保険につき、医学研究の段階(特に、治験)での検討を行う論考である。このような視点での議論は管見の限りでは今までなかったように思われるので有意義である。

特に、前述のハード・ローとソフト・ローに関しては、**清水真希子「20 規範の形成とエンフォースメント——ハードローとソフトローの相対化のための枠組み——」『廣瀬久和先生古稀記念』(信山社・2018年)489頁以下**も有益である。

人由来物質の研究利用が医学研究を促進する上で重要な地位を占める中、一般社団法人

日本病理学会編集『ゲノム研究用・診療用病理組織検体取扱規程』(羊土社)は学会におけるガイドラインとして上程された。

また、前期同様に、ゲノム編集及びゲノム医療を巡る議論の動向も見逃せない。前者の論稿につき、加藤正人「人を対象とするゲノム編集の倫理的課題とガバナンスのあり方」*Law and Technology* 84号77頁以下、後者の特集につき、「特集 ゲノム医療(遺伝子医療の今)」*保健の科学*60巻10号(2018年)を併せて紹介したい。

最後に、倫理委員会や治験審査委員会等を務める筆者としては、「特集 患者・市民が参画する医療研究」*保健の科学*61巻11号を手にとって熟読することで、私たちは、一市民として医学研究を身近に考えていけるようになって、望ましい医学研究のあり方を医学研究者とともに模索することにも繋がると考える。かかる意味において、こうした研究を積み重ねて、その結果を市民社会に還元していくことを繰り返し繰り返し行う必要があるのではないか。

(神坂亮一)

11 医療政策・医療制度・医療制度史

1) 医療政策

当期、2つの新たな基本法が可決・成立した。すなわち、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年12月14日法律104号）（通称、成育基本法）及び「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年12月14日法律105号）である。

前者はわが国の急激な少子化のために、子どもの健全な成育を保障する社会的な施策の遅れを背景に、こうした子どもの支援を目的とした立法措置の必要性は急務であった。特に、当該基本法1条では、「次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。」と規定する。当該法律の解説として、「**法令解説[厚生労働]**」法令解説資料総覧452号222頁以下、「**弁護士のための新法令紹介 第444回**」自由と正義70巻8号38頁以下及び「**法令解説 成育基本法制定**」時の法令2079号37頁以下がある。

後者は、わが国において、脳卒中、心臓病その他の循環器系疾患による患者の増加、これに伴う医療・介護の負担の増加を踏まえて、人生100年時代に、いかに健康寿命を延ばすべきか、いかに医療・介護の負担を軽減すべきかといった課題の克服は非常に求められるところである。そこで、当該基本法の策定に向けた議論がスタートし、当期に当該基本法が可決・成立するに至った。当該基本法の解説につき、「**法律解説[厚生労働]**」法令解説資料総覧452号9頁以下、「**法令解説 脳卒中・循環器病に係る対策を総合的かつ計画的に推進**」時の法令2081号29頁以下及び峰松一夫「**健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(脳卒中・循環器病対策基本法)**」日本血栓止血学会誌30巻6号862頁以下がある。

特に、人生100年時代と言われる昨今、「現在、日本は世界でトップレベルの長生きできる国であるが、生物学的に長生きすることと、幸せに長生きすることは同じではない。長命が長寿を意味するために医療とケアはどのようにあるべきか」と問いかけ、この課題に真正面に取り組む著作として、**会田薫子『長寿時代の医療・ケア——エンドオブライフの論理と倫理』(ちくま新書)**は必読の書である。

井伊雅子=五十嵐中=中村良太『新医療経済学——医療の費用と効果を考える』（日本評論社）は、医療の費用対効果、人々の行動に柔軟に介入するナッジ、エビデンスに基づく政策形成（EBPM）などの方法論を挙げ、限られた資源を効率的に利用し国民健康の増進に寄与する最新の知見を提示する。医療者やメディアが医療に関する情報を患者や市民に正確に伝えることが過剰診療を避け、医療経済的にも有意義だとする主張や、エビデンスの有効性と限界を意識したうえで、エビデンスに基づく医療政策を実施すべきとする主張など、現在における医療政策のあり方を考えるうえでも重要な論点を含む。

上野彩「日本における『Rare and Undiagnosed Diseases』（分類不可能な疾患群）に対する公的支援の現状——難病政策と難病法に関する動向と今後の展望——」保健医療社会学論集30巻2号55頁以下は、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の成立過程や難病政策にあたるワーキンググループや審議会、衆議院厚生労働委員会の議事録を調査し、カテゴリ化不能な疾患（Rare and Undiagnosed Diseases）の患者に対する支援政策の現状と課題を明らかにする。そのうえで、既存の患者会や友の会に参加しづらい RUD 患者を対象にした情報交換の機会を設けるなど、公費医療助成以外の支援の必要を説く。

2) 医療制度

(1) 概論

「社会保障読本2019年版——医療・介護・年金制度の現状と課題・将来——」週刊社会保障3034号は、医療保険制度のみならず社会保障全般について現状を概観し、今後の課題を提示する。「医療保険制度の現状と課題」（12頁以下）、「高齢者医療制度の現状と課題」（18頁以下）、「医療介護連携政策の現状と課題」（26頁以下）、「診療報酬の現状と課題」（36頁以下）、「国民健康保険の現状と課題」（46頁以下）、「医療費動向の現状と課題」（52頁以下）、菅原琢磨「医療保険制度の課題と未来——給付と負担の議論を踏まえた今後の展望」（56頁以下）、大道久「診療報酬改定の課題と将来」（62頁以下）、「医療提供体制の現状と課題」（66頁以下）、「健康行政の現状と課題」（70頁以下）、今村知明「医薬行政の現状と課題」（72頁以下）。

また、医師の教育・免許制度や医療提供施設、医療提供体制など医療制度の全般について視野におさめ、各制度の構造につき明らかにしこれを評価するとともに、課題および対応策について提言するのが田中伸至「医療の質の確保と医療保障法(上)」法政理論52巻2号27頁以下がある。現時点では未完であり、今後の展開を待ちたい。

ところで、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が2020年4月1日に施行された。「望まない受動喫煙」をなくすとの基本的考え方に従い、多数の者が利用する施設等における喫煙が禁止されるなど、一般での報道も盛んになされている。さしあたり、厚生労働省健康局健康課「健康増進法の一部を改正する法律について」法律のひろば72巻2号4

頁以下が改正法について詳しく解説する。また、この点については、厚生労働省サイト内の解説も参照されたい

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>)。その他、川合敏樹「健康増進法改正と東京都条例——受動喫煙防止をめぐる」法学教室463号58頁以下、「改正健康増進法が4月に全面施行」週刊年金実務2388号55頁以下、劔持麻衣「受動喫煙対策をめぐる改正健康増進法の上乗せ・横出し条例」都市とガバナンス32号172頁などを参照されたい。本法改正の目的である受動喫煙とそれに対する自治体等の取組みについては、「特集:受動喫煙防止対策の今後」法律のひろば72巻2号が詳しい。片野田耕太「受動喫煙と健康被害」(11頁以下)、千葉県柏市保健所健康増進課「子どもの受動喫煙防止に向けた取組」(17頁以下)、尾崎米厚「未成年者の喫煙防止と受動喫煙からの保護を取り巻く状況」(24頁以下)、中村正和「受動喫煙防止の法的規制の持つ意義と課題」(34頁以下)。また、規制を強化することの是非に関して倫理学の観点から、奥田太郎「喫煙規制強化に関する倫理的考察——禁煙の自由を擁護する」法と哲学5号1頁以下など。

当期も前期にも増して、医療政策において見逃せない動向として、「働き方改革」が挙げられる。コロナの蔓延で「オンライン」「テレワーク」といった新たな働き方が実践される中で、当該改革がまたクローズアップされている。特に、コロナに感染した患者を収容する病院で働く医療従事者にとって、この状態を解決するには、精神論ではなく、現実の改革が、医療崩壊を防ぐためにも喫緊の課題であるといえる。

コロナ蔓延前の特集ではあるが、「特集 働き方改革、がっぷり四つ！」救急医学43巻9号1108頁以下がある。この特集は、Ⅰ. 医師と“働き方”の現状、Ⅱ. 働き方改革を多角的にとらえる、Ⅲ. 働き方改革にむけた実践、といったパートに分かれていてアクチュアルな内容で示唆に富む。

消費者である患者が治療のために海外に旅行する、いわゆる医療ツーリズムにつき、韓国の実情を踏まえて、医療通積を行う人材の確保に着目した研究として、三原昌巳「韓国釜山市の医療ツーリズム事業における自治体医療通訳支援」人文研究(神奈川大学)198号181頁以下がある。医療のグローバル化といった観点から、こうした取り組みも今後重要であるように思われる。

また、第4次産業革命が進む中、こうした動きに呼応するように医療改革も喫緊の課題として挙げられる。特に、「特集 IoT・AI、遠隔機器を利用した保健・医療活動」保健の科学62巻1号(2020年)4頁以下、「特集 認知症とテクノロジー AI・IoT・ロボットとその可能性」認知症の最新治療9巻1号5頁以下、「特集 IoTのUP-TO-DATE」IoT学会誌2巻1号6頁以下が最前線の議論を紹介していて示唆に富む。なお、第4次産業革命期における医療の展望を示す著作として、加藤浩晃『医療4.0 第4次産業革命時代の医療～未来を描く30人の医師による2030年への展望～』(日経メディカル)は刺激的である。

(2) 地域包括ケアシステム・地域医療構想

本年も、地域包括ケアシステムに関する論文は医学系ジャーナルも含め、多数みられた。

原田啓一郎「地域包括ケアの法的評価」**社会保障法研究10号91頁以下**は、地域包括ケアにつき、その概念整理を行ない法的な概念としての共通理解を形成するとともに、諸論点につき法的評価をする。地域包括ケアシステムの構築は、「当事者の『地域社会で自立して生活する権利』に向けて地域社会を基盤にしたケアの新しいシステム化であり、そのシステム化を地域づくりという文脈に結び付けるものであり、「これまでの社会保障を考えるうえでのベクトルを大きく転換」する可能性についても示唆する（116頁）。

二木立『**地域包括ケアと医療・ソーシャルワーク**』（勁草書房）はときに現在の政策の源流に立ち返りながら、また、他国の状況も参照しながら、医療政策、福祉政策を読み解き、地域包括ケアシステムの今後を展望する。

森洋子「**地域包括ケアシステムにおける共生社会実現の課題**」**経営情報イノベーション研究8号43頁以下**は、医療と介護の連携スキームを構築することを地域包括ケアシステムにおける「地域共生社会」を実現していく上での課題として挙げる。

なお、やや異なるテーマを扱う書であるが、菊池馨実『**社会保障再考〈地域〉で支える**』（岩波新書）も参考になるだろう。また、とりわけ在宅でのケアに関する現場の声を紹介するものとして「**特集 在宅ケアを考える**」**三田評論1239号10頁以下**。

諸外国との比較として、銭本隆行「**日本とデンマークの高齢者ケアシステムの国際比較——デンマークの特異性に着目して——**」**日本福祉大学大学院福祉社会開発研究15号111頁以下**は、日本の地域包括ケアシステムの問題点を克服し、今後のあり方を模索するためにデンマークの高齢者ケアシステムに焦点をあて、日本とデンマークの全体のシステム、および、大牟田市とミドルファート市を比較する。また、フィリップ・モッセ（原山哲=山下りえ子翻訳）『**地域の医療はどう変わるか〔日仏比較の視点から〕**』（藤原書店）は「医療の効率性」と「地域医療の組織化」という課題に向けて、フランスにおける医療制度改革から示唆を得る。

その他、稲野聖子「**急性期病院が主導する地域包括ケアシステムにおける意思決定支援——大阪府池田市の取り組み**」**看護管理30巻3号270頁以下**など。

(3) 医療保険制度

大西達夫「**外国人診療の法律関係に関する課題と対策**」**年報医事法学34号22頁以下**では、医療費の支払い、医療保険の不適切使用の点にも触れる。

また、**社会保障法研究10号**は、「**特集2 医療・介護をめぐる法的論点**」として、島村暁代「**医学研究に関わる法規制と公的医療保険——医薬品の開発を含む臨床研究も視野に入れて——**」（121頁以下）、川久保寛「**医療保険および介護保険の給付における所得と資産**」（173頁以下）、石田道彦「**医療保険・介護保険と予防**」（197頁以下）の各論文を掲載する。「医療保険・介護保険については、近年、新しい政策の提唱とそれを実行に移すための法令等の改正が頻繁である。」としながらも、「社会保障法学は、こうした医療保険・介護保険をめぐる法的論点を

必ずしも十分には取り上げていないように思われる。」と特集の趣旨には述べられているが(119頁)、いずれも、医事法学にとっても非常に重要な論攷である。

他国の医療保険制度の状況を明らかにするものとして、ヨーロッパにつき、田中伸至「ドイツの DRG 包括報酬システム」健保連海外医療保障123号1頁以下、松本勝明「ドイツの公的医療保険に対する連邦補助」健保連海外医療保障121号1頁以下、柴田洋二郎「フランス医療保険の財源改革にみる医療保障と公費」健保連海外医療保障121号10頁以下、アメリカにつき、常森裕介「医療保険への加入義務付けとアメリカ医療保障体制の変化——オバマケアにおけるペナルティ廃止を素材として」週刊社会保障3016号48頁以下、その他、安留孝子「インドネシアの公的医療保険制度・JKN の現状と課題 2014年のスタートから5年を経て」週刊社会保障3044号48頁、松田晋哉=藤本賢治「タイの公的医療保険制度の現状と課題(上)(下)」社会保険旬報2764号6頁以下、社会保険旬報2765号14頁以下、土屋一樹「エジプトの社会保障改革」中東レビュー7巻80頁以下など。なお、石畝剛士「公的医療保険における一部負担金の性質と構造(1) 医療保険の契約構造(2)」法政理論52巻1号89頁以下は、「5 医療過誤(民事)・診療契約」の項にて詳しく紹介した。

(4) 公衆衛生

なんといっても、2019年度終盤にさしかかり発生した国内外における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大の問題は、公衆衛生に対する人々の関心を急激に高めたといえよう。やや蛇足の感はあるが、日本における同問題のこれまでの経過を振り返っておく(以下、特に断りのない限り2020年の日付)。1月16日に日本国内で初の感染者が確認されたあと、1月28日には、同感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)6条8項にいう指定感染症に指定し(2類感染症相当)、また検疫法2条にいう検疫感染症に指定するための政令が発出された(令和2年政令第11号、当初2月7日施行予定が前倒しされ2月1日施行。令和2年政令第22号)。その後、2月1日にクルーズ客船ダイヤモンド・プリンセス号から香港で1月25日に下船した乗客がCOVID-19に感染していたことが確認され、同号は同月3日より横浜港沖にて長期の検疫体制に入った(乗客乗員の全員が3月1日までに下船)。2月13日には国内初の死者を確認、同21日には国内の感染者が100人に達する(ダイヤモンド・プリンセス号乗客乗員除く、以下同じ)。政府は2月26日に全国のイベントの中止・縮小を、また、同27日には全国の小・中・高等学校の休校を要請、同28日には北海道において新型コロナウイルス緊急事態宣言が発出された(3月19日終了)。3月に入り、大都市圏以外でも感染例が増加。新型インフルエンザ等対策別措置法(特措法)の改正(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律 令和2年3月13日法律第4号、3月14日施行)がなされ、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象となされた。3月21日に国内での感染者数が1000人を超え、同26日、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部改正」(令和2年3月26日政令第60号、令和2年3月27日から施行)により、新型コロナウイルス感染症について、新たに感染症法31条~33条、44

条の2（第3項を除く）、44条の3、44条の5の規定等を準用することとし、2類感染症相当だった新型コロナウイルス感染症について1類感染症対象の措置に関する規定をも準用するに至った。また、同日、特措法第15条第1項に基づき新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。3月31日には国内での感染者数が2000人を超えたが、その後国内での感染者判明数の増加のスピードは増し、4月3日には3000人を、同7日には4000人を超えている。4月7日、安倍新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）により特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言（その後、4月16日に特措法第32条第3項に基づき宣言の全部が変更された。その後、特定警戒都道府県のうち茨城、石川、岐阜、愛知、福岡の5県および特定警戒の対象となっていなかった34県は5月14日に、それ以外の都道府県においても5月25日までに宣言は解除されている）。なお、5月2日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令が施行され（令和2年政令第162号）、通常よりも早期に承認できる特例承認（法14条の3）の適用対象に新型コロナウイルス感染症を効能・効果とする医薬品が加えられた。そして、5月7日にはアメリカに本社がある製薬会社ギリアド・サイエンシズがエボラ出血熱の治療薬として開発を進めてきたレムデシビルにつき申請から3日での承認がなされている。またこの日、国内での感染者が累計1万5000人、死者数は570人を超えた。

これらの経緯については厚生労働省サイト内「報道・広報」の報道発表資料に詳しい（<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/index.html>）ほか、感染症法にいう指定感染症の指定に関する解説として「**新型肺炎『指定感染症』閣議決定 強制入院、就業制限可能に**」厚生福祉6547号14頁などがある。他方、磯部哲「**法律時評 コロナの春**」法律時報92巻5号1頁以下は、ここまでの日本政府の対応や日本の法状況などにつきフランスとの対比をしつつ問題点を指摘し、米村滋人「**法律時評 感染対策の法的ガバナンスと専門家の役割**」法律時報92巻6号1頁以下は、公衆衛生に関する政策決定における問題点、とくに専門家の関与につき検討する。海外の立法状況については、外国の立法283-2号 <https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/2020/index.html> 「**小特集 新型コロナウイルス感染症対策**」において、EU、ドイツ、イタリア、韓国、フィリピンの立法につき紹介がなされている。ドイツに関しては、横田明美＝阿部和文「**ドイツにおける COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への立法対応：連邦と州の権限配分及び行政情報法の観点から**」JILIS レポート(<https://www.jilis.org/report/>)がここまでの対応状況を連邦と州の関係と規制枠組みに着目しつつ、とりわけデータ保護・情報保護法制につき中心に解説する。イタリアについては、川口浩一・吉中信人「**イタリアにおける集中治療トリアージについて——『資源が限られた例外的な状況下での集中治療の配分に関する臨床倫理上の勧告』をめぐる議論**」法律時報92巻6号56頁以下が、とりわけ医療資源が逼迫した場合のトリアージに関して述べる。この問題については各国でガイドラインの公表や提言がなされているが、日本における**生命・医療倫理研究会**有志「**COVID-19の感染爆発時における人工呼吸器の配分を判断するプロセスについての提言**」（http://square.umin.ac.jp/biomedicalethics/activities/ventilator_allocation.html）ともあわせて

考察できよう。また、三宅紗知子「いま、世界では！？ 公衆衛生の新しい流れ エビデンスに基づく感染症対策——国際移住機関(IOM)によるエボラ対応」公衆衛生83巻2号139頁以下は今般の感染症対策に関するものではないが、感染症対策の基本的な考え方につき考察するにおいて参考になるであろう。

他方、感染症に関する歴史的観点から過去における感染症の世界的な流行の事例から、感染症流行の社会的影響について論ずる 鎮目雅人「感染症の社会経済史的考察——新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大への含意を念頭に——」神戸大学経済経営研究所ディスカッションペーパーシリーズ DP2020-J07

(https://www.rieb.kobe-u.ac.jp/research/publication/dp_ja/index.html)がある。また、武見綾子「安全保障としての国際的感染症対策——歴史的経緯の分析に基づく論点の提示——」東京大学未来ビジョン研究センターワーキングペーパー

([https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/6998/?fbclid=IwAR0K0vJf62pacPI0zuC7jm-](https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/6998/?fbclid=IwAR0K0vJf62pacPI0zuC7jm-PaXrVOz1eStlmrC2lxKX83_w3Ads3Shd-4Kg)

[PaXrVOz1eStlmrC2lxKX83_w3Ads3Shd-4Kg](https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/6998/?fbclid=IwAR0K0vJf62pacPI0zuC7jm-PaXrVOz1eStlmrC2lxKX83_w3Ads3Shd-4Kg))が安全保障という観点から感染症対策の歴史的経緯を分析する。

なお、現代思想48巻7号は「緊急特集 感染／パンデミック——新型コロナウイルスから考える」と題した特集を組む。web で展開された海外の論者による議論の翻訳のほか、様々な立場からの論稿が寄せられている。哲学・思想の立場から、S・ジジェク（松本潤一郎訳）「監視と処罰ですか？ いいですねー、お願いしまーす！」（27頁以下）、水嶋一憲「コモン／ウイルス」（38頁以下）、小泉義之「恵まれたる者、呪われたる者 ダニエル・デフォーとジャン・カルヴァンにおける」（47頁以下）。医療の現場から、美馬達哉「感染までのディスタンス」（53頁以下）、津田敏秀「感染症の疫学とアウトブレイク対応」（61頁以下）、栗原千絵子=齊尾武郎「国際共同臨床試験の倫理 新型コロナの政治学」（70頁以下）、青木さぎ里「へき地や離島での感染症対策と保健活動」（79頁以下）。感染症と政治とのかかわりについて木澤佐登志「戦争・権力・感染」（83頁以下）、西迫大祐「フーコーにおける感染症と安全」（90頁以下）、粥川準二「COVID-19 時代のリスク その不平等な分配について」（97頁以下）。感染症政策や対策をめぐる、手塚洋輔「予防接種をめぐる決断と責任」（103頁以下）、玉手慎太郎「感染予防とイベント自粛の倫理学」（109頁以下）、羽根次郎「『科学的』『占い』に抗う大衆動員の予防について」（117頁以下）、平田周「広範囲の都市化を通じたウイルスの伝播」（126頁以下）。歴史的観点から、飯島渉「感染症と文明、その中国的文脈について」（131頁以下）、諫早庸一「一三・一四世紀アフロ・ユーラシアにおけるペストの道」（137頁以下）、塚原東吾「コロナから発される問い」（145頁以下）、香西豊子「二一世紀の疫因論」（156頁以下）、廣川和花「ハンセン病『隔離』とは何か」（163頁以下）、川端美季「清潔の指標 習慣と国民性が結びつけられるとき」（170頁以下）。文学的観点から、越野剛「コレラ・放射能・流言 ロシア文学と感染する言葉」（178頁以下）、C・ローウィー「新型コロナ騒動から日本エイズ文学を考える 内向きから外向きへ」（184頁以下）、人類学的観点から、住田朋久「鼻口のみを覆うもの」（191頁以下）、新ヶ

江章友「エイズ・パンデミックと生き方の変容 新型コロナウイルス流行との比較から」(200頁以下)、奥野克巳「『人間以上』の世界の病原体 多種の生と死をめぐるポストヒューマニティーズ」(207頁以下)。その他、V・プラシャド=M・ベルトルディ(栗飯原文子訳)「パンデミックで人びとを破滅させてはならない」(216頁以下)、中山智香子「グローバリゼーションと『危機』の経済的位相 コロナショック二〇二〇の示すもの」(219頁以下)、田中祐理子「終わりなき点検と調整 医学知の実践とはいかなるものか」(224頁以下)、チョハン・ジニ(影本剛訳)「なぜ病んだ人たちが謝らないといけないの」(231頁以下)、有菌真代「病者のユートピア」(235頁以下)、山田陽子「パンデミックに浸蝕される『日常』 文化、教育、不安道徳」(240頁以下)、山家悠平「たったひとりにさせない／ならないために 危機の時代の分断をこえて」(240頁以下)。また、河出書房新社編集部編『**思想としての〈新型コロナウイルス禍〉**』(河出書房新社)の発刊、京都大学文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター(CAPE)が学際的な応用哲学・倫理学分野を中心とした新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連する活動の一環として、広く哲学・倫理学分野の情報発信プラットフォームになることを目指したウェブサイト「**パンデミックに取り組む応用哲学・倫理学**」(<https://www.pandemic-philosophy.com/>)を、また、龍谷大学犯罪学研究センターが「**新型コロナ現象について語る犯罪学者のフォーラム**」(<https://sites.google.com/view/crimrc-covid19/>)をそれぞれ立ち上げるなど、様々な分野からこの感染症に関する言論活動が行なわれている。新型コロナウイルス感染症に関しては感染拡大防止のための施策だけでなく、オンライン診療や処方箋公布に関する条件の緩和等、この対応のため通常医療への影響も生じており、医療体制のあり方じたいを問い直すきっかけにもなりうる。次年度は様々な問題が指摘され、考察や議論が進められていくことが予想される。

しかし、考えてみれば2020年1月より前の日本においては、むしろ、麻疹や風疹に関する予防接種にまつわる問題が盛んに議論されていた。2019年2月には予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第20号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第9号)が発出され、風疹の公的接種を受ける機会のなかった1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性が風疹の定期予防接種対象者として追加されるなどしている。予防接種に関連する問題につき他国の状況を明らかにするものとして、深町晋也「**家族と刑法・ドイツ番外編② 親が子に麻疹の予防接種を受けさせないとき(その1)**」書齋の窓667号9頁以下、深町晋也「**家族と刑法・ドイツ番外編③ 親が子に麻疹の予防接種を受けさせないとき(その2)**」書齋の窓668号19頁以下が、2020年3月にドイツにおいて施行された麻疹予防法改正の背景や内容の検討を行なう。とくに同法が未成年者の親権者にその未成年者への予防接種を義務化したことに着目し、これとドイツ基本法の保障する身体の不可侵との関係、また、親の監護・教育権との関係、さらには義務に従わない親権者に対する金銭制裁を含む不利益の賦課を予定することや麻疹のみについてこのような義務を課すことにおける問題につき論ずる。他方、河嶋春菜「**フランスにおける予防接種義務制度に関する基礎的研究——憲法上の権利と公衆衛生との相克——**」帝京法学

33巻1号155頁以下がフランスにおける予防接種制度につきとくに予防接種の義務、予防接種被害者救済制度に着目しつつ説くとともに、フランス公衆衛生法典の関連箇所の翻訳も掲載する。

最後に、ウイルス性肝炎（とりわけB型・C型）について、その状況、救済、さらに予防や治療などに関する取組みに関しては恩田裕之「ウイルス性肝炎への対策」レファレンス827号69頁以下を参照されたい。

(5) 救急医療・災害医療

橋本雄太郎「航空機内での医療をめぐる法律問題（特集 飛行機・新幹線内での医療 医療従事者の方はいらっしゃいますか?）」医学のあゆみ 270巻2号181頁以下は、医療機関における救急医療ではなく、医療機関外、とりわけ航空機内で医療が必要となったときに生じる法律問題について解説する。吉益光一ほか「精神科救急医療体制の現状と課題——日本公衆衛生学会モニタリング・レポート委員会精神保健福祉分野活動総括」日本公衆衛生雑誌66巻9号547頁以下は、精神科救急医療体制の構築と関連する法律の整備に関する課題を指摘する。

「特集 災害と地域医療」治療101巻6号641頁以下は、災害時の地域医療における実務上の問題を解説する。なお、医療機関が非常時からの早期復旧のためにBCP（Business Continuity Plan）を策定することの重要性につき説く赤堀勝彦「医療リスクマネジメントの意義と課題——特に、医療機関(病院)のBCPおよび医療過誤について——」神戸学院法学48巻1号121頁以下は「4 医療事故一般・医療安全」の項にて詳しく取り上げた。

2018年から救急医療と災害医療につき、厚生労働省「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」による議論がなされているが、それぞれかなり異なった状況における医療であるといえ、それぞれの特徴を踏まえたうえでの議論がなされることに期待したい。

3) 医療制度史

明治44年の工場法、大正11年の健康保険法の制定から日本の医療保険制度の歴史について吉原健二=和田勝『日本医療保険制度史〔第3版〕』（東洋経済新報社）が増補改訂版の発行された2008年以来、12年ぶりに改訂された。2012年に行われた社会保障と税の一体改革など、近時の制度改正についても言及されている。

宗前清貞『日本医療の近代史——制度形成の歴史分析——』（ミネルヴァ書房）は、政治学の視点から、日本の医療制度が形成されてきた歴史的経緯と背景を古代から現在までとどろ、医療と福祉国家の関係についての新たな視野を提示する。

医療制度を歴史的に検討するためには、やはり「医学教育」の過去を辿ることも必要であるように思われる。そこで、医学教育の歴史を中世から近世ヨーロッパ、更には近代のロンドンというようにマクロ的かつミクロ的視点から検討し、更に、わが国の近世、近現代、昭

和まで、その歴史を考察する著作として、**坂井建雄編『医学教育の歴史 古今と東西』(法政大学出版局)**がある。そのまえがきで、本書の性格につき、「表題から類推されるような「医学教育」というものの単なる歴史ではなく、また医学における「教育史」というものでもない。医学の歴史における重要かつ本質的な問題を掘り下げる著作である。本書を編纂するにあたっての根本的な問いは、現在にまで至る歴史上の医学において医師たちがどのような医学をどのように学んでいたか、医学の内容と構造は歴史的にどのように変遷・発展してきたかというものである。」と述べられている。医事法学における医プロフェッション論、医行為論に厚みを持たせるためにはかかる著作をしっかりと受容することが求められるように思われる。なお、著者が医史学の歴史についても多くのページを割いて解説する**坂井建雄『図説 医学の歴史』(医学書院)**も併せて紹介しておく。

また、**山下麻衣『看護婦の歴史 寄り添う専門職の誕生』(吉川弘文館、2017年)**はわが国の看護を専門とする職能集団がいかにして誕生したのか、その足跡を辿るものである。特に、歴史的にどのような場所で働き、現在の社会的地位を獲得してきたのかを検討する。

地域医療史を考える上で、**中島醫家資料研究1巻2号**では、原資料の紹介を含めて、**木下浩「中島家の医療4部門における患者の分布について」3頁以下**がある。中島家は、江戸中期から現在まで、岡山県瀬戸市で地域医療を担ってきた医家である。中島家に残る資料は、地域医療の変遷を辿るだけでなく、今後の地域医療の在り方を模索する上で資料的価値があると考える。

最後に、公衆衛生史的観点から社会の仕組みにおいて感染症がいかなる意味を有してきたかにつき考察する論攷を紹介する。**平体由美「20世紀転換期アメリカ合衆国ノースカロライナ州における天然痘流行と公衆衛生インフラストラクチャー構築の試み——より安全な種痘のための基盤整備にむけて」人文・社会科学論集(東洋英和女学院大学)36巻1頁以下**は19世紀から20世紀初頭にかけてのアメリカ合衆国ノースカロライナ州における天然痘の流行の種痘をめぐる制度への影響を説く。他方、**西迫大祐『感染症と法の社会史 病がつくる社会』(新曜社、2018年)**は、18～20世紀初頭のフランスにおけるペストとコレラに着目し、私事であった「清潔」「不潔」「衛生」という感覚が公的な統治にとりこまれた過程を精緻に解き明かす。つまり同書は、「公衆衛生」という観念が感染症との関係で生まれ、そしてそれが法に組み込まれた経緯や、感染症が社会の深化、公的管理にいかに関与してきたかという歴史を紐解く書である。もっとも、新型コロナウイルス感染症の問題に直面する現在読むと「感染症を予防するためには、感染症の温床となる環境を正さなければならないというとき、その規制の対象となる不衛生という領域には……不道徳とみなされる行為が含まれているのである。」(225頁)など、現状にも重なりうる分析も多くみられる。加えて、**内海孝『感染症の近代史』(山川出版社、2016年)**もコンパクトながら近代のわが国における感染症対策の実情を知る上で有益である(ちなみに、同氏による「**アジアコレラ対策と不潔の排除——一八七七年の流行をめぐる——**」社会科学討究111号[1992年]381頁では、アジアのコレラ対策が「不潔」の排除を旗印に展開されていく様を克明に描き出している。)

現在においては、この感染症につきこれらの論攷と同様の視点から俯瞰してみることは難しいであろう。しかし、いずれ収束した際には、公衆衛生（学）、そして社会においてこの現象がいかなるものをもたらしたのかという観点から検討することが必要であるといえよう。願わくはそのような日が早く訪れますようにと、祈らずにはられない。

(小西 知世＝神坂亮一＝小谷昌子)

12 生殖補助医療・人工妊娠中絶

日本において1948年から1996年まで存続していた旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された被害者が、子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）を侵害されたとして国会が賠償する立法措置をとらなかった立法不作為などを理由として国家賠償法1条1項に基づき賠償を求めた事件に対し、判決が言い渡された（仙台地判令元・5・28判時2413=2414号3頁）。また、これに先立ち救済法「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）が成立したことも受け、法学セミナー775号が特集「旧優生保護法の下での強制不妊手術」を組む。「資料 旧優生保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律概要」16頁以下、新里宏二「旧優生保護法による強制不妊手術被害と『一時金支給等に関する法律』の成立」18頁以下、「当事者、支援者の声——『5.28仙台地裁判決』を受けての緊急院内集会（2019年6月5日）より」25頁以下、三浦じゅん「仙台地判令和元〔2019〕年5月28日の評価と控訴審における今後の展開——旧優生保護法による強制不妊手術被害事件」28頁以下、青井未帆「旧優生保護法の違憲性及びその下で優生手術を受けた被害者への救済立法不存在的の違憲性並びに国家賠償法上の違法性について」37頁以下、青井未帆「憲法13条に違反するが、『救済』されないのは仕方ない」が意味すること——仙台地判2019〔令和元〕年5月28日』55頁以下。また、「LAW FORUM 旧優生保護法に基づく優性手術等を受けた者に一時金を支給」（14頁）も参照されたい。

その他、この問題に関して、齋藤有紀子「医事法ピックス 優性保護法下での強制不妊手術問題」年報医事法学34号247頁以下、岡村美保子「旧優生保護法の歴史と問題：強制不妊手術問題を中心として」レファレンス69巻1号3頁以下、中曾久雄「旧優生保護法と憲法13条」愛媛大学教育学部紀要 66号113頁、小林由「法令解説 旧優生保護法一時金支給法の制定」時の法令2086号30頁以下などが優生保護法の概要や母体保護法への改正の経緯なども含めて解説する。また、上記仙台地裁判決に関して、上田健介「旧優生保護法に基づく優生手術に対する国家賠償請求訴訟」法学教室468号133頁、小山剛「人としての尊厳（旧優生保護法仙台地裁判決を受けて）」判例時報2413=2414号17頁以下、濱口晶子「旧優生保護法に基づく強制不妊手術と憲法13条」法学セミナー778号116頁など。以前、ある先生による、このような問題について医事法は十分に考え、救済への働きかけをしてこなかったのではないか。医事法学とは何かを考えるうえで、このような問題に対して医事法に何ができたか、何をしてこなかったのかを真摯に考える必要があるのではないか、との問題提起を耳にしたことがある。今後、このようなことについても考えていかねばならないだろうと考えるところである。

さて、旧優生保護法に基づく強制不妊手術の問題は優性思想の悪しき発露であるといえそうであるが、出生前診断もその根底で共通する問題を包含することは否定できない。児玉聡「予防の倫理学：病気・犯罪・災害の対策を哲学する(9)新型出生前診断について考える」ミネルヴァ通信「究」98号16頁以下、柘植あづみ「法制度からみた出生前診断、着床前診断」周産期

医学50巻1号45頁以下などがこの問題について考える。また、出生前診断における診断ミスに関する損害賠償請求がなされた事案について、**秦奈峰子「医療裁判の現場から(第12回)遺伝学的検査、出生前診断における過誤と損害賠償責任——先天性風疹症候群、ダウン症の事例から」産科と婦人科 86巻1号105頁以下、秦奈峰子「医療裁判の現場から(第13回)遺伝学的検査、出生前診断における過誤と損害賠償責任——ペリツェウス・メルツバッハ病の事例から[東京高裁平成17.1.27判決]」産科と婦人科 86巻3号367頁以下。**

出生前診断のみならず、ヒト胚および受精卵に対する法的保護、クローン技術、遺伝子治療、ゲノム編集等も含め生殖医療に対する法規制につき論じるのが**山中敬一「ヒトに関する生殖医療、遺伝子治療、および胚研究の法的規制——日独の刑法の観点から——(1)(2・完)」関西法学69巻2号1頁以下、同69巻3号46頁以下**である。すでに胚保護法

(Embryonenschutzgesetz)により規制がなされるドイツと、法律による規律をなしていない日本について比較し、先端的な生殖医療や研究に対する規制の意義や問題点について詳細に論じられている。なお、ヒト胚のゲノム編集につき、生命倫理の立場から論じるものとして、**児玉聡「誰の幸福のために?——ヒト胚のゲノム編集をめぐって」世界思想 47号41頁以下**もある。

他方、生殖補助医療、人工妊娠中絶、遺伝医療と再生医療、臓器移植、終末期医療といった各テーマを公共政策の観点から検討するものとして、**成澤光『生命倫理と公共政策』(法政大学出版局)**が挙げられる。序章で著者は「各分野ごとに専門家が倫理的・法的・社会的問題を議論してきた。しかし、全体を俯瞰した政策論はまだ書かれていない。」「本書では、問題領域をバラバラに切り離して議論するのではなく、生命倫理の新たな理念と原則から、具体的な政策立案を構想する方法を模索する。それと同時に、医療技術の多彩な選択肢の中から、利用者が選ぶ手がかりを提供したい。」とする。このような姿勢を踏まえて、生命倫理上の課題に公共政策的なアプローチで一貫した叙述をしている。

また、**小池泰「生殖補助医療をめぐる課題」論究ジュリスト32号43頁以下**は家族法改正も視野に、生殖補助医療が親子法にもたらす問題について解説する。**力丸祥子「同性間カップルが子を持つ権利とフランス生命倫理法改正への動き」比較法雑誌52巻4号127頁以下**は、2013年5月に同性婚が合法化されたものの、他方で人工生殖をなし得るカップルは異性間カップルに限るという立場をとる生命倫理法を有するフランスにおける生命倫理法改正への動きについて検討する。すなわち、同性間カップルが子をなす手段として人工生殖を用いることができないという齟齬に対して、フランスが今後いかなる方向に進むのか、CCNE (Conseil consultatif national d'Ethique) による報告書をもとに論じる。

寺澤さやか「不妊治療および生殖補助医療とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ——アメリカの研究動向からの示唆——」東京大学大学院教育学研究科紀要58号351頁以下は、生殖に関する政策において生産性の向上や女性の社会的な活躍という経済的な観点のみが強調されることの危険性を指摘する。ここからはリプロダクティブ・ライツという根本的な権利について正面から考察することの重要性を看取できよう。**南貴子「生殖補助医療を利用するシングル女性**

の高齢化をめぐる新たな課題」下関市立大学論集63巻2号57頁以下は、生殖補助医療の法制化が進み、シングル女性や同性カップルによる生殖補助医療の利用も認められるオーストラリアビクトリア州の例を挙げ、同州で近年みられる課題について論じる。村岡潔「生殖補助技術とその新たな利用法に関する生命倫理的考察」佛教大学保健医療技術学部論集14号3頁以下は、不妊治療における生殖補助医療の現状と非不妊カップルによる生殖補助医療の利用が行なわれているアメリカやイタリアの状況とを比較的に提示し、生物学的血筋を重視する「血筋主義」に対して疑問を投げかける。

最後に、人工妊娠中絶につき、海外の状況を踏まえた論攷がいくつかみられた。ドイツにおいて人工妊娠中絶に関する情報提供をインターネット上で公開した医師が告発され、刑事訴追された事案を題材として、ドイツにおける人工妊娠中絶の広告禁止・処罰規定に関して考察するものとして、山本紘之「ドイツ刑事判例研究(98) 妊娠中絶の宣伝 StGB 219a」比較法雑誌 53巻1号183頁以下、深町晋也「家族と刑法・ドイツ番外編第1回 妊婦が妊娠中絶に関する情報に接するとき」書齋の窓666号24頁以下。他方、稲葉実香「人工妊娠中絶妨害罪の拡大—人工妊娠中絶を妨げる軽罪の拡大に関する2017年3月20日第2017-347号法律」日仏法学30号110頁以下がフランスにおける立法を紹介する。

(小谷 昌子)

13 終末期医療

本年度も、諸外国の法制度に関する文献が多く見られた。2019年1月21日のクリスティアン・シュワルツェネッガー教授講演会（於中央大学市谷キャンパス）の「治療中止における作為と不作為の区別」、及び「組織的臨死介助と刑法」の講演会と関連して、比較法雑誌53巻3号において、クリスティアン・シュワルツェネッガー、(監訳)只木誠、(訳)秋山紘範「(講演)治療中止を例とした作為と不作為の区別」比雑53巻3号(135頁以下、クリスティアン・シュワルツェネッガー、(監訳)只木誠、(訳)海老澤侑「(講演)臨死介助団体と刑法的観点から見た自殺幫助——スイスにおける現況」比較法雑誌53巻3号147頁以下、秋山紘範「事前指示書を巡るドイツの現状」比較法雑誌53巻3号227頁以下、が掲載された。諸外国の臨死介助組織の現状を交えた講演内容は興味深く、示唆に富む。ドイツの議論を紹介した講演会記録を兼ねたものとしては、フランク・ザリガー、(訳)飯島暢「ドイツにおいて医師による死の看取りが処罰されるリスク」関西大学法学論集69巻3号292頁以下も興味深い。

韓国・台湾と日本の状況を比較するのは、石熙泰「延命医療・ケアの決定法制における争点の比較研究——韓国・日本・台湾の規範を中心として」横浜法学27巻3号75頁以下、樋笠知恵「積極的安楽死および治療中止の要件と自己決定権」東京経営短期大学紀要27巻47頁以下。

カナダについては、松井茂記「カナダの尊厳死・安楽死法の現在」法律時報91巻5号93頁以下、及び横野恵(訳)「カナダ医学的臨死介助法」比較法学52巻3号269頁以下は、重要な資料である。

チェコについては、谷口聡「チェコ共和国における終末期医療と法規範」高崎商科大学紀要33巻245頁以下がある。

2018年3月の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（厚生労働省）の改訂の影響もあって、日本国内の終末期医療に関する原稿も多く見られた。樋口範雄「日本の終末期医療と法——2018年における報告」『日本とブラジルからみた比較法』（信山社）179頁以下は、これまでの日本での議論を整理・検討した上で、「超高齢社会が進行する日本において、延命治療だけでなく、高齢者の医療やケアのあり方をどのように考えるべきか？」を残された課題として問う。一家綱邦「終末期医療の法と倫理——許されること、許されないこと、その根拠」病院78巻7号508頁以下は、医療者の誤解を解き、疑問に答える形で終末期医療に関する法的・倫理的ルールについてわかりやすく論じている。特に、本稿で示される尊厳死と安楽死の概念整理は、これまで多くの研究者らによってその難しさが指摘されてきた大変重要な点であり、今後の議論が待たれる。

さらに、特集も組まれている。「特集 終末期患者の医療」日本医師会雑誌148巻1号は、森岡恭彦「終末期患者の希望と医師の対応」（1頁以下）、森岡恭彦=高久史磨=森久保雅道=樋口範雄「【座談会】人生最期の生活をどう過ごすか——終末期患者への医師の対応」（5頁以下）、森岡恭彦「終末期患者の医療の基本的考え方」（20頁以下）、樋口範雄「終末期

患者の医療決定についてのプロセス——終末期患者の事前意思表示」(23頁以下)、横田裕行「救急・集中治療における人工呼吸器管理の中止」(27頁以下)、大内尉義「人工栄養の投与の不開始と中止」(31頁以下)、細川豊史「緩和ケアの現場とその課題」(34頁以下)、岩尾総一郎「尊厳死法は必要か」(38頁以下)、町野朔「積極的安楽死について」(42頁以下)、畔柳達雄「安楽死の容認——世界の動向」(47頁以下)、小宮英美「オランダの安楽死事情」(52頁以下)、小堀鷗一郎「在宅における患者の看取り——死を恐れず、死にあこがれず」(57頁以下)、三浦久幸=後藤友子「高齢者における終末期患者の医療」(60頁以下)、鍋島直樹「終末期患者の医療についての宗教家の役割」(63頁以下)の各論攷を掲載する。

そのほか、医療系ジャーナルにおいても ACP の解説、議論が多くみられた。阿部泰之『**正解を目指さない!? 意思決定⇔支援人生最終段階の話し合い**』(南江堂)が人生の最終段階における意思決定をどのように支援するかについて実践的に解説する。その一方で、川口有美子『**『自己決定』から遠く離れて 終末期医療のアドバンス・ケア・プランニング(ACP)への警告**』現代思想 47巻4号150頁以下に見られるような指摘も今後ますます重要となるであろう。また、これまで患者の死期を早める方向に作用してきた「死ぬ権利」「無益な治療」といった概念について、児玉真美『**『死ぬ権利』と『無益な治療』 命の選別と切り捨てへの力働の両輪として**』科学技術社会論研究17 巻55頁以下が考察する。診断と治療107巻10号は「**高齢終末期に向かう医療**」と題した特集を組み、終末期医療の現場、疾患による終末期医療の様々、末期医療に必要な周辺医療等に関する20本超の論考を掲げていて興味深い。

そのほか、小林真紀「**ヨーロッパ人権条約における患者の権利の保障——Hristozov 事件判決を題材として**」愛知大学法学部法経論集219号1頁以下は、終末期段階における未承認薬へのアクセスについて検討する(9 医薬品・医療機器を参照)。

(船橋亜希子)

14 移植医療・血液事業

当期は、前期に比べると移植医療及び血液事業の文献が少なかったように思われる。まず、臓器移植の比較法的な研究としては、宮尾茂「スペインにおける臓器移植に関する法規制とわが国の臓器移植法との比較」法政大学大学院紀要81号87頁以下及び同「スペインにおける臓器移植に関する法規制とわが国の臓器移植法との比較(その2)」同82号(2019年)83頁以下がある。特に、スペインにおける臓器移植の先駆的業績としては、甲斐克則「スペインにおける臓器移植：バルセロナでの調査から」比較法学(早稲田大学)46巻2号(2012年)35頁以下がある。古牧徳生「脳死から臓器移植へ」名寄市立大学紀要13巻7頁以下は、脳死と臓器移植に関係する問題として、①脳死は本当に人の死か、②脳死・臓器移植は人間の尊厳の否定である、③脳死を人の死とするなら、いずれは植物状態も脳死にされるのではないか、④臓器売買が起きる、⑤疾患臓器の移植は許されるか、の5大テーマについて私見を述べるものである。

終末期医療の観点から、小児の臓器移植を検討する文献として、種市尋由「児童の臓器提供・臓器移植を考える」Organ Biology 26巻2号113頁以下が有益である(種市尋由「わが国における小児臓器提供の課題とその解決」日本臨床腎移植学会雑7巻1号44頁以下も併せて参照のこと)。

また、朝居朋子・竹田昭子・横田裕行「日本人の臓器移植に対する考え方と死後の臓器提供の選択肢提示に対する受容性に関する調査研究」移植54巻2・3号151頁以下は、臓器提供の選択肢提示(救命不能に陥った患者の家族に対し、主治医等が臓器提供の機会があることを告げる行為)につき、米国の「依頼」(request)という性質が強いにもかかわらず、わが国では「情報提供」に留まる点を踏まえて、医療者及び患者家族の負担も見極めつつ、この提示の在り方を模索するものである。特に、かかる文献は、実態調査に基づくものであり、医事法学でも取り上げるべき重要な課題であるように思われる。

移植医療については、固形臓器(臍帯血といった造血幹細胞移植も時には法的論点を産み出すこともある)が対象となることが多いが、子宮移植を取り上げて、スイス国家倫理委員会の子宮移植に関する声明を素材に、その倫理的課題を検討する論考として、三重野雄太郎「子宮移植をめぐる倫理的問題」佛教大学社会学部論集69号119頁以下がある。また、フランスで、顔面移植、特に、部分的な顔面移植に世界で初めて成功した Maria Siemionow 博士の FACE TO FACE : A SHORT HISTORY OF FACE TRANSPLANTATION, Springer も当該移植の実情を知る上で極めて有益である。

造血幹細胞移植を巡る法改正の動向として、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年12月14日法律98号)が挙げられる。私的な臍帯血バンクが経営破たん後に流出した臍帯血が販売されて、違法な再生医療で利用された事案の発覚によって、取り締まり法規的側面を強化したのがこの法改正である。この改正の解説として、「法律解説[厚生労働]」法令解説資料総覧452号18頁以下、下野久欣=山

本優佳「法令解説 臍帯血の民間取引の規制を強化 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」時の法令2080号44頁以下がある。造血幹細胞移植を待つ患者の移植機会をいかにして増やすかといった課題につき、畑段孝人他「造血幹細胞ドナーの確保と血液事業との連携について」日本輸血細胞治療学会誌65巻4号741以下は「日本赤十字社」において実施される血液事業を通じた解決策を提案するものである。

(神坂亮一)

15 精神医療

「法と精神医療」34号に掲載された文献のうち、論説は、富山侑美「精神科医療におけるインフォームド・コンセント—日本・ドイツ刑法学における論議を中心に—」1頁以下、及び箭野章五郎「刑事責任能力について—その意義と判断—」19頁以下、である。シンポジウム報告には、シンポジウム①「司法と医療の連携による更生支援型刑事司法を考える——治療的司法の観点から」、川本哲郎「シンポジウムの趣旨について」(41頁以下)、指宿信「治療的司法とは何か」(43頁以下)、芦沢健「治療の現場から」(53頁以下)、菅原直美「弁護士の立場から」(69頁以下)、及びシンポジウム②「北海道における指定入院医療機関の設置について」、城下裕二・北潟谷仁「シンポジウムの趣旨について」(75頁以下)、磯田丈弘「指定医療機関が設置されていない不都合について——弁護士の立場から」(79頁以下)、中桐圭一「北海道における指定入院医療機関の設置について——裁判所の立場から」(87頁以下)、三井信行「精神科医の立場から」(95頁以下)、澤下靖典「北海道において医療観察法に基づく入院決定を受けた者の状況及び課題等」(87頁以下)、田中央吾「北海道における医療観察病棟の開設について」(109頁以下)がある。

医療観察法に関して、竹村眞史「実務ノート 医療監察法の出口にまつわる諸問題」成蹊法学90巻303頁以下は、かねてよりその問題が指摘されてきた「退院許可」が出される判断基準について、具体的な事例の整理から検討を行う。少年に関する論考として、「特集 少年事件と責任能力、医療観察法」が、家庭の法と裁判21号4頁以下に掲載された。本特集では、岩瀬徹「責任能力が問題となる少年に対する処遇について——近時の裁判例などを参考として」(4頁以下)、安藤久美子「少年司法における医療へのダイバージョン」(11頁以下)、遠藤季哉「教育と医療のはざままで——第三種少年院の精神医療の現状」(22頁以下)に触れた。

精神科医療に関して、人権大学講座「精神障害者の法と人権」の講演録として、大谷實「精神障害者をめぐる法と人権」同志社法学71巻3号283頁以下があり、これまでの精神障害者法制の振り返りと現行法の現状と課題について、分かりやすく検討する。川本哲郎「精神障害者の人権と法——行動制限(身体拘束と隔離)を中心にして」同志社法学70巻6号1頁以下は、認知症を含む高齢者に対する強制医療が抱える問題を指摘する。精神保健福祉法におけるいわゆる強制入院等に関する問題、日本における強制入院制度の特色等については、太田匡彦「精神保健福祉法に基づく非自発的入院における本人と家族」法律時報90巻11号45頁以下(2018年)、太田匡彦「日本法における強制入院制度に関する一考察—その基本的な性格に着目して」大橋洋一=仲野武志編『法執行システムと行政訴訟 高木光先生退職記念論文集』135頁以下(至誠堂書店)がある。

精神科医療における法実務上の問題を扱うものとして、園宗省吾=藤田圭祐=大須賀謙一=酒本雄一=野口奈央=吉岡知紀=花有香里=松井馨太郎「損害賠償請求訴訟の最先端を考える会 精神科における損害賠償請求に係る諸問題」判タ1465号13頁以下。

諸外国の取り組みとして、鈴木滋「カナダにおけるメンタルヘルス問題——連邦議会及び政府の

取組」レファレンス825号 61頁以下に触れた。

(船橋亜希子)

16 医療情報・医療 AI

概説書として、平成30年5月施行の「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（いわゆる次世代医療基盤法、平成29年法律第28号）に関する宇賀克也『次世代医療基盤法の逐条解説』（有斐閣）、及び同『個人情報保護と利用』（有斐閣）。

医療情報に関しては、2018年に開催された日本医事法学会第48回研究大会にて開催されたシンポジウム「医療情報のフロンティア」の記録が、「シンポジウム／医療情報のフロンティア」年報医事法学第34号に、磯部哲「企画趣旨」（84頁以下）、央戸常寿「個人情報保護法とプライバシー——医事法と情報法の架橋のために」（87頁以下）、板倉陽一郎「医療関連情報に関する近年の個人情報保護施策」（97頁以下）、大江和彦「医療連携と医療情報活用の現場で感じる法的制約」（108頁以下）、米村滋人「医療情報に関する法制度上の課題」（117頁以下）、山本龍彦「指定発言」（127頁以下）、藤田卓仙「指定発言」（132頁以下）、及び「総合討論」（135頁以下）が掲載された。個人情報保護に関する特集においても、医療情報に関する論考が掲載された。山本龍彦「医学研究領域における医療情報の保護と利活用について」（特集）個人情報保護と利活用の現在」ジュリ1534号13頁以下、「（特集）ビッグデータと個人情報」ひろば72巻5号4頁以下では、榎本洋一「行政が保有するパーソナルデータの利活用の現状と法的課題」（4頁以下）、及び西口元「AI診療の法的課題」（14頁以下）に触れた。

甲斐克則（編）「医療情報と医事法（医事法講座9）」（信山社）は、医療情報の保護と利活用をめぐる諸問題に焦点を当てる。医療や医学研究において情報が有する意義、法的課題について米村滋人「医療情報と医事法の関わり」（3頁以下）、医療機関や医療従事者と患者との関係を規律する法律の背景にある憲法的観点から、山本龍彦＝河嶋春菜「憲法的観点からみた医療情報の法的保護と利用」（23頁以下）、主に刑法上の守秘義務とその限界につき、甲斐克則「医療情報と刑法」（47頁以下）、民事法の観点から、医師患者関係における患者個人の診療情報に関する法的規律、生じうる問題につき手嶋豊「医師患者関係における医療情報の民法的側面」（73頁以下）がそれぞれ説く。他方、他国の状況につき、永水裕子「アメリカにおける医療情報の研究利用規制」（93頁以下）、柳井圭子「イギリスにおける医療情報の保護と利用——患者情報の守秘と開示の調整」（117頁以下）、村山淳子「ドイツにおける医療情報の保護と利用——人格権の先進国からの示唆」（141頁以下）、本田まり「フランスにおける医療情報の保護と利用」（167頁以下）、増成直美「フィンランドにおける医療情報の保護と利用」（187頁以下）。医療および医学研究の実務上の立場から、藤田卓仙「医療・医学研究における個人情報保護法の解釈と課題」（207頁以下）、栗原幸男「医療現場での医療情報の利活用の現状と課題」（237頁以下）。手賀寛「守秘義務＜新時代の弁護士倫理3＞」ジュリスト1529号（59頁以下）では、溝口敬人「守秘義務は誰に対して負う義務か」、市川充「第三者情報の保護」に触れた。

以上の特集のほか、米村滋人「個人情報の取得・第三者提供に関する『同意』の私法的性質」河上正二＝大澤彩編（廣瀬久和先生古稀記念）『人間の尊厳と法の役割人間の尊厳と法の役割—

一民法・消費者法を超えて』321頁以下(信山社、2018年)は、従来の民法学説及び判例、個人情報保護法の分析を行い、「同意」に関する徹底した検討を行う。安達和夫・榎並利博・金子麻衣・中野直樹『医療とマイナンバー』(日本法令)は医療情報システムの沿革を説明し、医療分野におけるマイナンバー制度導入後の課題を検討するものである。そのほか、寺本振透＝杉村光嗣「社会に拡散される医療・健康情報の健全性を維持するために——オブジェクションの活用」L&T84号66頁以下。

情報の利活用に関する論考として、例えば、藤田卓仙＝小賀野晶＝成本迅(編)『認知症と情報(公私で支える高齢者の地域生活 3)』(勤草書房)は、重要な視点を投げかける。情報の利活用の先の問題として、例えば、樋口範雄「AI、ロボット、医療、そして法」武蔵野法学11号278頁以下は、分野横断的な法原則の必要性と、信認義務などの私法的対応と信認義務論への懐疑の必要性を示唆する。2018年から論究ジュリスト誌にて連載された、穴戸常寿＝大屋雄裕＝小塚荘一郎＝佐藤一郎＝江崎貞英＝寺本振透「AIと社会と法——パラダイムシフトは起きるか」は興味を引く。この第4回が、「医療支援」論究ジュリスト28号110頁以下である。本特集の第5回「専門家責任」論究ジュリスト29号(128頁以下、及び松尾剛行「健康医療分野におけるAIの民刑事責任に関する検討——AI画像診断(支援)システムを中心に——」Law&practice13号151頁以下(「4 医療事故一般・医療安全」の項目でも紹介)は、医療AIを用いた際の民法上及び刑法上の責任について論じる。

医療情報とAIの問題に関して、野呂悠登「<連載>職場のAIと法律問題 第10回 従業員の健康情報とAI」労務事情1387号64頁以下で指摘されるような、雇用との関係も重要な問題として注目される。

(船橋亜希子)

【編集後記】

「医事法学界の歩み 2019」の発刊は困難を極めた。特に、全国的なコロナの蔓延によって緊急事態宣言が発令されて各項目の文献の収集が物理的に難しかったこと、が大きかったかもしれない。それでも、私たちは、こういった状況であるからこそ、たとえ手探りの中であっても発刊することが使命であるという考えに至った。

こうした決意のもとに編集作業に入ったものの思うように捗らなかったことも度々あった。これは私の腰の座らない対応によるところが大きかったように思う。しかし、小西先生を中心に、巻頭言を担当された三木先生、小谷先生、船橋先生、公表に向けた作業をしていただいた倉内様を始めとする ELM スタッフの皆様のご助力をいただき、前回の回顧に引けを取らずに仕上げることであったのではないかと考えている。これは、小西先生の下、One Team の精神で取り組んだからではないか。特に、この言葉は、2019年、わが国でラグビーワールドカップが開催されて周知のところである。

これは、『論語』の「知者は惑わず、仁者は憂えず、勇者は懼れず」に通じるものだとする識者もいる（吉田善一・福永昇三『ラグビーの哲学——論語に学ぶ ONE TEAM の作り方』〔富山房インターナショナル〕）。これからも、チーム小西の下、One Team で「医事法学界の歩み」を止めることなく発刊し続けていきたい。

最後になりまして恐縮ではございますが、明治大学法学部「法・医・倫理の資料館」(ELM)館長の村上一博先生、ELM 運営委員会の諸先生方並びに法学部事務室の皆様のお力添えを賜りまして、このほど公表実現の運びとなりましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後ともなお一層のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(神坂亮一)